

令和5年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和5年 3月10日（火） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画課長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 事務局長補佐 山本 幸子

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

本定例会より、一般質問は一問一答方式となっています。

また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしく願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしく願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮 陽一）

おはようございます。

久しぶりに、トップバッターで一般質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

通告しております、二点について質問したいと思います。

はじめに、町長の「施政方針」についてお伺いします。

町長は、議会初日の「施政方針」の中で、コロナ禍における町民生活や経済対策に触れ、限られた財源を重点的かつ効果的に配分し、人口減少、少子高齢化、人材確保、新たな雇用創出、定住促進など課題解決に向け全力で取り組んでいく。新年度では、安心して暮らせる町、住んで良かったと思える町、ふるさととして愛着のもてる町づくりを更に前進させる町

政運営について取り組むと力強く表明されました。

その上で、持論であります「3つの良かった」を実現するために、それぞれ重点施策について詳細な説明をしていただきましたが、これらを具体的にどのように実現するのかということが最も大切ではないかと、私は思っております。

そこで、施政方針の「生まれて良かった」について伺いたいと思いますが、まず「子育てしやすい環境づくり」についての課題につきましては、主に、子育て支援策について各ステージで総合的なサポート対策を展開することとしており、安心して子どもを産み育てることが出来る環境整備を整えるとのことでありますが、本町の子育て支援は、あくまでも、これから生まれようとする、そして生まれた子どもたちや保護者の方々の精神的・経済的支援をし、安心して子育てが出来る環境を整備することですが、まだまだ充実しなければならない課題も多いと思います。

しかし、この少子化問題は何十年も前から重要課題としている対策であります。UIターン対策と関係人口の創出」での項目で少しだけ述べられておりますが、残念ながら、根本的な課題である「少子化対策」については述べられておりません。

国においては、岸田総理が突然に「異次元の少子化対策実施」ということを打ち出しましたが、少子化対策は、先ほども申し上げたように、地方自治体でも、もう何十年も前から重要な課題として取り組んでおりますが、「何を今さら」と私は思っております。

おまけに、国会での議論は、「予算を倍増する」とか言っていますが、どのような対策に予算を倍増するのか全く分からない。児童手当の拡充をめぐっては、与党側は所得制限の撤廃を訴え、野党側は高校卒業まで延長を求めるなど、「異次元の少子化対策」と言いながらも、まったくピント外れの議論をしていると私は思っています。確かに、児童手当の充実は、間接的には少子化対策には繋がる部分もあることは理解しております。しかしながら、子育て支援と少子化対策は全く別問題である。

子育て支援は、「これから生まれようとする」「すでに生まれた」子どもたちの対応であって、少子化問題は、「どうやって子どもを産む人、産みたいと思う人を増やすか」であると私は思っております。子育て支援と少子化対策は別問題だと思っておりますが、町長はどのように認識しておられるのか伺いたいと思います。併せて、少子化対策は今後どのように取り組んでいくのか、具体的な考えを伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「施政方針」についてのご質問にお答えします。

「子育て支援と少子化対策」についてであります。子育て支援は少子化対策の一つとして位置づけられるものであると認識をしているところであります。また、少子化の背景には、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合い生じていると考えられます。国や島根県におきましても、少子化対策を統括する部署はあるものの、横断的に進めているのが現状であります。

少子化対策は、個人の考え方に踏み込む、難しい施策であります。まずは、「産み育てて良かった」と思う人が増えることが、「また産み育てたい」や「これから産み育てたい」と思う人を増やしていくことにつながっていくのではないかと考えております。そのためには、「子育て支援」を充実していくことが必要であり、「子育て世代の就労環境の整備」などの「働き方改革」や「雇用と所得の安定」、そして「男女共同参画の推進」などが、少子化対策を後押ししていくものと認識しているところであります。

以上のことから、本町におきましては、全庁を挙げ横断的に少子化対策に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

若干再質問をしたいと思っております。基本的には「区別をつくる」ということはなかなか難しいことかも知れませんが、私は先ほど申し上げましたように、基本的には子育て支援と少子化対策は別問題だと思っております。

町長が言っているように、確かにこの少子化対策、子どもを産むのか、結婚するのかどうのこの言うのは、今で言えば、結婚を推奨しても「いらぬお世話だと」、それぞれ個人の考え方、価値観があるわけですから、それぞれ考えているとは思いますが、そういった上では、町長の言われているとおりだと思いますし、ましてや「子育て支援」をすることによって「少子化対策」に繋がっていく。これも私は否定するものではありません。

じゃ具体的にどうやって「少子化対策」をするかという、私の頭の中にもありません。ということは、町長が言うように、最終的には「子育て支援」が軸に、そういった町を目指す。以前より言いますが「子育てするなら隠岐の島」というぐらいの気持ちで子育て支援を取り組んでほしいということを、私も申し上げたこともあります。

県内でも邑南町が、そういったことを旗に挙げてやっておりますが、これもなかなか個人の考え方ありますので難しい問題だと思っておりますが、やはり行政としてはそれに向けた基盤を作っていくことが重要ではないかと、私は思います。結婚や出産を望む人が、将来の展望が

描かれるような支援策ということになると思いますので、先般も新聞報道で出ておりますが、京都大学の柴田准教授が「少子化対策は、この10年がラストチャンス」だという風におっしゃってます。それは何故かという、今まで日本は出生数が年間120万人前後あったといわれています。その120万人生まれた1990年代生れの女性が出産を迎える時期にあたるためだと、ということです。ですから、この10年間でひとつの勝負だということになるかと思いますが、やはり、これは効果が出るのに時間がかかります。どんどん情報発信をしながら、取り組んでいただくということになるかと思いますが。

そこで、最後に町長に答弁をいただいた「全庁挙げて横断的に少子化対策に取り組みます」ということですが、では具体的にどのようなことを考えているのか、そのところをもう少し伺いたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

「全庁的に横断的に少子化対策に取り組む」と言ったが、具体的には如何かということですが、もちろん、大きな部署は「保健福祉課」が担っていくと思っておりますが、以前にも高宮議員からご意見、ご指摘を受けましたが、教育的な部分、その際、私は経済的負担が多い中で、金銭的といいますか、物理的といいますか、そういった支援だけが施策なのかというような答弁をしたこともあります。やはり最初に申し上げました、ある意味では「働き方」と「経済的支援」も必要ではないかということから、保健福祉部分の柱となる部分、そして教育的な部分をもう一度検討指示してみたいという風に、ひとつずつ解決していければと思っております。ご理解いただきたいと思っております。

○14番（高宮 陽一）

これ以上具体的なことはなかなか難しいと思いますが、どちらにしましても隠岐の島の仕事というのは、島である程度、完結していかないとならんという最大の使命があると思います。そのところが、難しい面もあるし、「まあ、不自由だけれどもやっぱり隠岐がいいよな」というところが実感できるような施策に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、「行財政改革」について伺いたいと思います。

施政方針の最後の項目の「財政健全化」について伺いたいと思います。

財政健全化の課題につきましては、「税収対策にふれ、町有施設の適正管理については、『隠岐の島町公共施設等総合管理計画』に基づき、長期的な視点をもった施設の適正量の検討、長寿命化などを計画的に進めると共に、町内にある遊休施設の有効な利用促進を図るための調査研究する」とありますが、行財政改革の課題と実施計画についてはなにも記載がされて

なかったことは、私にとって大変残念であります。

しかも、適正量の検討とか調査研究をするとありますが、平成16年の町村合併以降精力的に取り組んできた「第1次行財政改革」から「第3次行財政改革」、この15年間の計画の実施は一体何だったのでしょうか。既に検討は終了し、粛々と計画を実施してきた経過をどのように受け止めているのか疑問であります。

この15年間、行財政改革の計画を実施する中で、当時の職員の皆さんには給与カット、更には早期退職を推進したことにより、言葉では適切ではないかも知れませんが、犠牲となった職員も多くおられます。しかし、早期退職された職員は、「自分たちで決めたことだから」と言って当たり前のように言っていたのを思い出しています。

これらの改革を実施したことにより、財政状況は幾分か改善されましたが、依然として財政状況は厳しいことには過去も現在も変わりはありません。これらのことを忘れず、粛々と計画を実行すべきであると言うことでもあります。

ましてや、池田町長は就任してまもなく、この行財政改革の継続を質問した際、町長は、「引き続き取り組まなければならない課題であり、『第4次計画』で引き続き取り組みたい」と答弁していたことを忘れてはいないと思います。

しかし、その後、「第2次総合振興計画」策定の際、行財政改革は、その中に盛り込まれてしまい、行財政改革の重要性が薄れているのではないかと感じております。なかでも、高齢者福祉施設、観光宿泊施設、GOKA温泉などは民間でできることは民間として「廃止・譲渡・売却」の計画だったと思いますが、この20年余り全く実現することなく、これら施設の修繕費等が本町の財政を大きく圧迫しているのも事実であります。

同種の民間の皆さんは、この厳しい現実の中で努力して頑張っておりますし、民間企業の方々は新しい住宅やホテルを建設して努力をしているのが現状であります。

行財政改革について改めて表明し、計画どおり粛々と進めるべきと思いますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「行財政改革を改めて表明し取り組むべき」についてのご質問にお答えします。

議員ご承知のとおり、本町は平成16年の町村合併時から令和元年度まで、3次に及ぶ「行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」に基づき、組織や事務事業の見直し、民間活力の活用などに取り組んでまいりました。

また、令和2年度からは、将来の「まちづくり」と、それを後押しする「行財政改革」を一体的に推進していくために、新たに策定した「第2次総合振興計画」に、行財政改革に関する取り組み内容も盛り込んだところでございます。

「施設の譲渡・売却・廃止等」につきましても、第2次総合振興計画の「財政の健全化に向けた取り組み」の一つとして掲げているところでありまして、事業効果を図る目安となるKPI（重要業績評価指数）を設定し、その達成に向け取り組んでおります。

現在まで、協議が整った施設につきましては、順次、譲渡等の手続きを行ってきたところでありまして、本定例会におきましても、懸案となっておりました「光ファイバー通信施設の譲渡」に関する議案を上程させていただいているところであります。

私といたしましても、目指すべき「まちづくり」を進めていくために、行財政改革は欠かすことのできないものと認識しており、この度、ご指摘をいただいた施設の譲渡等も含め今後も鋭意、行財政改革に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

町長はそういう答弁だろうと、私は思っておりました。

今日は具体的な個々の施設のことは言いませんが、町長の方からは「施設の譲渡も含め、今後、鋭意努力をする」ということです。

ただ実態として少しだけ言わせてもらおうと、法人が今まで財政が厳しいから云々と言ってきました。町長も見られたですか「職員募集」の広告、財政の厳しい所が「就職祝金」が出せるかどうか。これは良いか悪いか別で、常勤看護師として「就職祝金100万円」、その後出たのが、常勤職員として就職される方は「就職祝金30万円」、民間でこういったことが出来る民間の企業ございますか。本当に、指定管理で施設の修繕費等あれば役場において、修繕してもらおう。そういう中で、その一部の職員だけにこうやって優遇をしていくというようなことは、私は如何なものかと思えます。これ以上はもう申し上げません。

答弁の中で町長、具体的に取り組んでいくことがあまりないですが、私はこの「行財政改革」もこの「総合振興計画」の中の一部じゃなしに別立てをして、しっかりと実施計画を作ってやるべきでないかと思えますけども、こここのところについて町長の意気込みを聞きたいと思えます。

○番外（町長池田高世偉）

「総合振興計画」とは別に、行財政改革の計画を改めて作り、実施計画を策定すべきでは

ないかというご質問ですが、現在の状況としてあまり細かいことがいえてないのではとご指摘いただきましたので、まず、現在まで福祉施設につきましては、昨年の5月から6月にかけて担当部署が各施設に出掛けて、譲渡についての意見交換を行ったところなんですが、各指定管理とも介護職員等の人材不足や介護収入の減少で、現時点では施設を受け取ることは出来ないということでございますので、引き続き機会を見ながら、福祉施設につきましては協議をしていきたいと思っております。

その中で令和3年の4月には、「グループホームみのりの家」を高田会にも譲渡してきました。そして今、大きな問題になっております観光宿泊施設についても、今、補助金の返還や用途変更が出来るのかとか、いろんな部分も検討する中で具体的には2施設については、更に深く進めていけるという風に思っておりますので、またそういった条件、譲渡環境が整いましたら議会の方に報告させていただきます。

そして一番の質問でございます、「総合振興計画」と別立ての「行財政改革」ということですが、これは「第2次総合振興計画」を策定した時も一部の議員の方からご指摘をいただいて、なぜ「行財政改革」を分けないかということもいただきました。その時もお答えをいたしました、「第2次総合振興計画」の財政の中でしっかりと、いま具体的にお話しましたように実施していくことで計画を遂行したい。また、それが積み上げていく中で可能でないとすれば再度、立ち止まって考えるべきだと私は考えます。

○14番（高宮陽一）

別立てといいますかそういう部分じゃなく、「行財政改革」という部分が「財政健全化」という部分だけで謳ってあって、それがいつ具体的に実現化するのかというのが我々に全然見えてこないわけです。

ましてや、「GOKA 温泉」についてもそうですよ、我々議会はずっと騙されてきた。というのは、当初は譲渡・売却、廃止も含めてですが、いろいろ陳情があって、これは何とか続けようではないかと、私が委員長の時だったと思うのですが、「委員長報告」の中でも「やるならしっかりと整備をしてやれ」というようなことを言いました。その間のやり取りの中では、「大修繕が起きたら、その時に廃止も考えます」ということでした。新たに調査をしてどうのこうのということは一言もなかったです。我々が言っても、そのことに対しては何の返事がない。我々議員は、合併以降そのことについては、ずっと騙され続けていると私は思っておりますよ。ですから、そういうこともしっかりと明らかにする中で、今回も調査費用が出ていますが、今日はこれ以上申し上げませんが、そういったことが、我々がわからない中で

突然出てくるということは、計画性がないと言わざるを得ないわけです。

そのこのところを具体的に、今年はこのことをやって行く、来年はこのことをというような物を我々に示してほしいということなのですが、町長は別立てで作るという理解だったかも知れませんが、そこらのところについてもう少しお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

実施計画を持って、議会のほうにも明示すべきだということですが、ひとつに「GOKA温泉」について別に騙す考えもございませんし、一点だけ温泉施設と泉源という、また考え方が違った部分がございますが、また議会のご理解をいただきたい部分がございますが、実施計画について、本当に一つひとつの施設について、そういったことが提示できればいいのですが、どうしても法人、いろいろ相手があることでして担当部署、そして私なりに内々で、変な言い方をすれば水面下でいろんな交渉をしながらやっていくことでして、「今年はこの施設をやりますけん」と宣言してなかなか出来るものではございませんので、それが明確になり次第、議会に報告するということをご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○14番（高宮 陽一）

今の課題は、私の耳の中には「高宮、あの譲渡の話は早いこと進めてごさんかという法人もございます」ので、そういったところをしっかりと取り組んでほしいなと思います。

それでは、二点目の「人事管理と職員の適正配置」についてお伺いしたいと思います。

これは、「釈迦に説法」ということになるかも知れません。私も労働組合との団体交渉とならないような質問をしていきたいなと思っております。まず、本町の職員体制についてであります。

近年、地方自治体では地方分権の推進や国・県からの各種業務の権限移譲によりまして、業務量が拡大してきており、更には、多様化する住民ニーズに応えるため、様々な施策に取り組まなければならないようになっており、IT化の推進も相まって、自治体の業務量は確実に拡大しているのが現状であります。

一方で、少子高齢化等により過疎化が進み、地方自治体の財政状況は一段と厳しくなっておりますが、今更、申し上げるまでもございません。

しかし、地域振興のための財源には手を付けられなくて、その対応を職員退職後の欠員補充を見送り、臨時職員や会計年度任用職員制度を活用して非正規の職員採用を行っている。そのことによって、人件費総額を削減するなどして財政危機を乗り越えようとしているのが

現状のように思えておりますが、如何でしょう。

その矢面に立たされているのが地方公務員であります。職員の増員がままならず、時間外勤務も増え、健康被害も発生しているのが現状ではないでしょうか。「役場の職員を減らして、人件費を下げる、議員の定数を減らす」、そうして町長に立候補すれば、「誰でも当選できる」と言った昔のことが思い出されます。

本町の職員定数条例では、町長部局・公営企業部局・議会等を合わせて291名と定められており、現在の職員数は274名、欠員は17名と承知しています。これは昨年10月の段階だったと思いますが。

しかし、欠員補充や業務拡大への対応として、会計年度任用職員制度を採用して120名もの非正規職員を採用しており、正規職員274名、非正規職員120名を併せて職員総数は394名となっています。

この会計年度任用職員はあくまでも非正規の職員であって、常勤職員の通常の勤務時間に比べ、同一の勤務時間や短時間の勤務時間で区分され120名のうち、一般職・免許職・技術職員等の職場で98名、日々雇用等の職場で22名となっています。

更に申し上げますと、先般の新年度予算では「人事管理事務事業」において、会計年度職員の福利給付として131名、3,987万1,000円もの予算も計上されており、私は異常としか思えません。

まず、このような職員体制になっていることについて、町長はどのような認識を持っておられるのかお伺いをしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「職員体制」についてのご質問にお答えします。

私も、議員同様、国・県からの権限移譲、住民ニーズの多様化・複雑化をはじめ様々な要因により行政需要が拡大し、これらに伴い市町村職員の事務量は増加傾向にあると認識しております。

正規職員につきましては、3次に及ぶ行財政改革の取り組みによりまして、平成16年の合併時340名から平成26年には262名と、この間78名もの削減を断行する結果となりましたが、事務量の増加に対処していくために、平成27年以降、職員数は徐々に増加しており、本年4月には、新規採用職員も含め279名となる予定としております。

一方、会計年度任用職員であります。議員仰せのとおり、本年度におきましては、町長部局63名、教育委員会部局56名、公営企業部局1名の合計120名を任用しているところで

ございます。

会計年度任用職員の業務内容につきましては、正規職員の育児休暇や私傷病休暇の欠員対応を含む補助事務を中心としながら、環境整備員、宿日直警備員、施設事務員、小中学校の支援員・図書司書等々、多岐に及ぶものでありまして、いずれも、会計年度任用職員制度の主旨に沿って、それぞれ必要な部署に任用しているところでございます。

今後につきましても、その時々求められる行政サービスに柔軟に対応していくために、基幹的業務は正規職員、補助的な業務につきましては会計年度任用職員で対応していくことを基本としながら、適正な職員体制を確保するよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

答弁いただきました。町長、若干勘違いだと思いますが、会計年度職員制度の主旨に沿って採用しているということですが、その前に正規職員で採用するのが、まず当たり前であって、この会計年度職員についても、これはあくまでも更新がずっと出来るわけでなし、出来るだけ更新を反復することの無いように採用しなさいということがありますよね。そこら辺りのことが認識があるのか、どうかです。

あくまでも、職員採用については、地方自治法の15条のところ採用するのであって、この22条の云々というのは、これはあくまでも臨時的、緊急の場合というような時にできる制度であるということでないかと、基幹的業務は正規職員で補助的な業務は会計年度任用職員でというものの考え方、補助的な業務は公務ではないのですか。その仕事があって改めて、その仕事が成り立つのであって、緊急的に業務量が増えたからこれをお願いするというような時には、こういった補助的な業務ということはあるかも知れませんが、やはり、この行政、公共サービスをする中で、その仕事に補助的な仕事ってありますか、私は全く無いと思います。補助的であろうが、基幹的業務であろうが、これが一体となって仕事が進められると、私はこのように認識しておりますけども、そこら辺りについて、いま一度、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

基幹的業務は正規職員、補助的業務は会計年度任用職員と答えたことによりまして、補助的なという公務があるのかというご指摘でございますが、正直言ってなかなか線引きが難しいところで、答弁が答弁にならんとおっしゃいます。

例えば、町長部局でいいますと52名採用しているといいながら、一般の事務補助は11名

です。後は宿日直の警備員が8名だったり、保育士、これも緊急的な部分での7名採用したり、環境整備員もおられたり、基本的な根幹をなす業務等・・・線引きは難しいところで、我々なりにきちんと区別をしながら、公務として従事していただいているという風に考えておりました、ご理解をいただきますようにとは言えませんが、しっかりとその位置づけを考えながら会計年度任用職員も採用して公務を行っていくということでございますので、よろしくお願いたします。

○14番（高宮陽一）

もうちょっと町長の考え方を聞かないといけないと思います。過去にも、例えば学校司書のことですが、教育委員会の方から一部の学校だけ司書の設置があって、大変児童・生徒が助かると、そういった部分で全部に必要なだというような話がありました。いや、それだけ必要だったら職員を配置したらどうかということで、おかげさんで全校に司書が配置をされました。

また図書館の運営についても、これはやはり民間で運営する施設ではないと、行政がやるべきだということで始めることにしました。でもそのところは行政がやると言いながら、会計年度任用職員です。正規職員が2人だったか。だから必要な仕事の所に必要な正規職員を置く、そういうことでないといつまでたっても会計年度任用職員は・・・。

確かに最近、少し待遇が改善されましたが、先ほどの少子化問題ではないですけども、「産み、育てていく」までの経済的なものがない、どうしてもこれ安いですよ。正規職員ですると300万円から400万円ぐらいになりますかね、非正規だと270万円ぐらいですか。結局、働き方改革によって、ある意味では「仕事があるからいいじゃないかと」と言われるかも知れませんが、やはりそうではない。公務とそれとはまったく違う。職員数が必要であれば、町長、正々堂々と、隠岐の島町の大企業ですから、島根県下でトップの「隠岐の島町」です。自信を持ってしっかり仕事をして、住民サービスに役立てていく、これが池田町長の最大の使命であります。

そういったところを個々にみると「弱い」といいますか、見えないところでは、例えば中央公民館の時にも私は聞きました。中央公民館、布施公民館、正規職員がいて1つの施設に3人から2人の会計年度任用職員がいます。今回も布施地区と中村地区の公民館の在り方を検討しようということで、そのために会計年度任用職員を増員しますと、「そうじゃない」でしょう。正規職員でしっかりと方向を考えないと、会計年度任用職員はいつ首を切られるか分かりませんよ。会計年度任用職員が仕事をしてないとはいいません。やはり役場に正規職

員で勤めて、これからの隠岐の島をしっかりと考えていく、そういった職員を採用すればいいじゃないに、正規職員としてしっかりと育ててもらおう。それが住民サービスの向上に繋がるということではないかと思いますが。

基幹的業務と補助的業務の擦り分けというのを考え直してもらわないといけないなと思いますが、更にお願いをしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

正規職員と会計年度任用職員、同じ公務でどう雇用していくかということになるかと思いますが、まず一点、公民館につきましては基本的な方針として最終的には地域で、自分達で、その掛かる経費は別にして出来るような形に持っていきたいという中で、今年布施地域を1年かけて会計年度任用職員を中心に話し合い、令和6年度からは地域の団体等にお任せしたいという意図がありますので、ちょっと若干、他の公民館も含めて、そういった意味で会計年度任用職員を任用しているという点をご理解いただきたいと思います。

そしてまた、全てについて会計年度任用職員を正規職員にということは出来るとは思っておりませんが、我々が今、ここまでやってきた、積み上げてきたものは恒常的な事務、公務については正規職員ということでやってきておりますので、その方針は変わりません。

図書館等について、やっと直営でやる中で、議員ご指摘のとおり5名の内、館長含め3名が会計年度任用職員です。2名の正規職員を抱えて図書館を運営しておりますが、きちんとした業務は出来ないかということではなく、しっかりと業務は出来ているという風に考えています。また、いろんな問題がある中では対応していく考えではありますが、現時点では、最初に申しあげましたように恒常的な業務、基幹的な業務につき正規職員を配置するという方針でやって行きたいと思っております。

○14番（高宮 陽一）

これ以上やっても、町長の考え方は変わらないと思いますが、私はやはり補助的な業務であろうと何んでもあろうと、地方自治を預かる者としては、そこに責任を持ってやっていく。先ほど申し上げますように、会計年度任用職員が仕事をしていないということではない。将来に希望が持てないのです。

それでは、次の「職員採用」について伺います。これも「釈迦に説法」でございしますが、職員採用については地方公務員法の第15条の任用の根本基準で、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価、その他の能力の実証に基づいて行わなければならない」と規定され、本町でも、採用試験や面接等によって職員採用は行われているとい

うことでございます。

また、第17条では、任命の方法として、「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用・昇任・降任、又は転職のいずれかの方法により職員を任命することが出来る」と規定しています。すなわち、職員に欠員が出れば、これらの規定により職員を採用するのが、まず原則であると。

更に、その中には第22条の2では、会計年度任用職員の採用方法、第22条の3では常時勤務を要する職に欠員を生じた場合、緊急の時の臨時的任用の方法も規定されています。このところでは、15条が根本であって22条は附則みたいなものです。

この会計年度任用職員については、「採用または任用の更新を反復して行うことがないよう配慮しなければならない」、この規定もご存じですよ。また臨時的雇用職員については、「6か月を超えない期間で更新できるが、再度更新をすることは出来ない」、これも町長、副町長十分ご存じだと思います。

この会計年度任用職員や臨時職員については、近年、多少の処遇改善があったものの、依然として賃金も低く、いつ雇用を切られるのか不安定な職員であります。行政側にとっては、人件費の削減・行政経費の削減をするためには都合の良い制度であります。隠岐の島町の将来を担っていく人材を確保することには繋がらないと、私は思っております。

特に人数を減らせば、本当に効率的で効果的なのか、医療や介護、子育て支援で住民のニーズは多様化しているにも関わらず、それらの担い手の数を減らせば行政サービスは低下するばかりであります。こういったことではいつまでたっても、将来の隠岐の島町を担う人材は育たないと思います。

町長は昨年12月の定例会の挨拶、また、今議会の冒頭での挨拶で言っていたように、「大手建設会社が調査した島根県版の「まちの幸福度自治体ランキング」で、松江・出雲を抑えて隠岐の島町が県下1位となったと、嬉しかったと。町がどうした、何をしたかということでもなく、その理由は分からないが、やはり人であり職員の意識であるとお話をされ、“チーム隠岐の島”として取り組んでいく」と挨拶されたことを覚えています。

優秀な職員を採用すべきとは申し上げましたが、最初から行政のプロとして優秀かどうか分かりません。やはりこれは職員の意識であると同時に、“チーム隠岐の島”として人材を育てていくということが必要ではないかと思えます。

結果として、今、行政が求められているものは何か、本町の現状を理解し、将来のまちづくりをどのように進めるべきか、何をしたら良いか考えることができる人材、職員となって

いくことと思います。まずは、地方公務員法を遵守し、正規職員を採用する、行政のプロとして育てあげていくことが池田町長の最優先すべき責務であります。

職員採用につきましては、積極的に正規職員を採用すべきと思いますが、町長の考えをお伺いします。

また、本町では1月の「お知らせ便」で会計年度任用職員の募集を行っていますが、この制度は全国的にも大きな課題となっていることは承知のことと思います。

総務省の調査によると、自治体で働く単年度契約の非正規職員（会計年度任用職員）であります。全国的に62万人、そのうち、フルタイムで働く職員は7万人、パートタイムなど短時間働く職員は55万人とのことであり、地方自治体での非正規雇用の職員が増えているとのことであります。

その背景には、行政改革で正規職員を減少させ、多くの職場で会計年度任用職員が自治体業務を支える存在となっています。しかし、賃金は安く雇用も不安定で、関係者は制度の見直しを求めているとのことであります。

第22条の2の会計年度任用職員の採用や、第22条の3の規定は、あくまでも短期的な職員任用の規定であり反復して乱用すべきでなく、初めから申し上げておりますように、地方公務員法第15条の職員採用の根本基準を遵守して、不安定な非正規雇用状態をなくすべきと思いますが、この会計年度任用職員についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

以上二点、職員採用の考え方、会計年度任用職員制度の認識についてお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「職員採用」についてのご質問にお答えします。

まず、会計年度任用職員制度についてであります。議員ご承知のとおり、地方公共団体における臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することを目的として、令和2年度に導入されたものであります。

本町におきましても、令和2年度より会計年度任用職員制度を導入し、先ほどのご質問にお答えいたしましたように、本制度の主旨に沿って、それぞれ必要とする部署に任用しているところでございます。

先般、国におきましては、地方自治体の運営に欠かせない存在となっています会計年度任用職員の処遇改善を図るため、令和6年度を目途に、一時金を拡充し、勤勉手当を支給できるように法改正を進めていくとの発表がありました。本町といたしましても、今後、このような国の動向にも注視しながら、引き続き適正な任用に努めてまいりたいと考えているところ

であります。

この度、「会計年度任用職員に頼るのではなく、積極的に正規職員を採用すべき」とのご意見、ご質問をいただいたところではありますが、繰り返しとなりますが、先ほどのご質問にお答えいたしましたように、基幹的業務は正規職員、補助的な業務は会計年度任用職員で対応していくことを基本としながら、必要とされる正規職員につきましては積極的に採用してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

最後に、行政組織の見直しと職員の適正配置について伺いたいと思います。

はじめにも申し上げましたように、各地方自治体の業務は大変拡大してきています。

過去には、障がい者業務・生活保護業務などが町村に移譲されましたし、また、マイナンバー業務、ジオパークの対応などの業務も増え、更には、コロナ対策、災害対策などの関係もあり、行政組織も大きく変わってまいりました。例えば、総務部門でも「総務課」「危機管理室」ができました。「施設管理課」もできました。保健福祉部門では「保健課」と「住民福祉担当課」ということで業務が増えて分けました。農林水産課では水産部門を強化しようとのことで「農林水産課」と「水産振興室」に分けました。建設課は「建設課」と最近隠岐の島町の入り口である所の整備をするということから「都市計画推進室」が設置をされました。そして観光、地域振興部門では、「商工観光課」と「地域振興課」に分けました。随時、組織見直しがされてきたところでもあります。本年4月からは、多様なエネルギー部門の体制を強化するために環境課内に「エネルギー対策室」を設置することになってはいますが、エネルギーへの対応などの新たな知識が必要な業務については、職員はまったくの素人だと思います。こういったことで、職員は本当に疲労困憊ひろうこんばいしているのではないかと感じて心配しております。

また、最近では本庁と支所の業務の在り方、本当に支所はこれでいいのかどうなのということも、ちょくちょく耳にすることもあります。

そういったことから考えますと、公共公務の原点である役場機能を見直して、公務現場の充実、立て直しをする、そして第1次産業をしっかり守り第2次産業、第3次産へと振興を図る、そしてそこに民間企業も参入することによって“魅力あるまちづくり”ができるのではないかとそのように思います。

そのためには、まず、合併後の業務のあり方を住民も含めて再検証し、検討することが必要ではないかと感じております。

そうするためには、先ほどから申し上げておりますように、まず職員体制を確立をする。

戦いをする場合には、体制をきちんと整えるということが一番大事になる。そのことが地域住民の健康・生命・財産を守り、住民福祉の向上を図ることこそが地方自治体の本旨ではないでしょうか。これが真の地方自治体であると思います。

「行政の顔」とも言われる行政組織の見直しと、適正な職員配置を再検討すべきで時期ではないかと思いますが町長の考えをお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「行政組織の見直しと職員の適正配置」についてのご質問にお答えします。

本町では、第2次総合振興計画に掲げております「時代にあった行政サービスの提供」の各取り組みに基づき、組織機構や事務事業の見直し、また、人材育成による職員の資質向上、ICTの導入等を進めながら、効率的な組織運営に努めているところでございます。

特に、組織機構につきましては、副町長を座長とする「行政組織検討委員会」におきまして、例年、組織全体の業務内容を検証し、その時々状況に応じて臨機応変に対処しております。

今後、新たな住民ニーズや行政課題、それに伴います業務量の変動を見極めながら、行政組織の見直しと職員の適正配置に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮 陽一）

時間もありませんが、そうやって取り組んでいることは私も理解しております。ただ、その時、その時に必要となるということは内室を設けてやっている部分が垣間見えるわけですよ。合併して約20年ですか、そろそろ全体を見直す、先ほど支所の問題もちょっと言いましたが、支所ですと例えば林業振興でも、本町の「農林課」が考えていること、それぞれ支所で抱えることもありますし、観光振興にしてもそうです。「商工観光課」が全体的な観光振興の部分をするかも知れませんが、都万地区にあるそういった施設、五箇地区にある施設については、それぞれの支所です。それが果たしていいことなのかどうなのか。こうなれば、この狭い隠岐の島町ですよ、支所でそれをやるなら徹底的に職員を配置してやっていく、何かどうしても中途半端になる、そうすると支所ではなかなか回答を出さないから本庁に相談をする。そうするとそこでまた業務が遅れる。

町長は「出来ないことはない、出来るように考える」と、前向きな言葉ばかりいっておりますけども、そういったことから考えると、全体をもう一回、「ふんどしを締めなおす」意味

でも見直しをして、今までは場当たりの部分もあったかも知れません。それはそれとして結構ですから、再度再検討して新しい“まちづくり”に向けて、頑張っていたきたい。如何ですか。その思いを最後に。

○議長（池田信博）

高宮議員、時間がまいりましたので、「答弁はなし」といたします。

○14番（高宮陽一）

ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、高宮 陽一 議員の一般質問を終わります。

次に、11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

今回は「北小学校の統廃合」について町長、教育長に質問をいたします。

学校の統廃合については平成の大合併時に児童・生徒数の規模によって全国的に行われました。

本町においては、平成19年に下西小学校、今津小学校、加茂小学校が新設した「磯小学校」へ統合、平成22年には飯田小学校、大久小学校、那久小学校が廃校、中村小学校、布施小学校が新設した「北小学校」へ統合し、それに併せ中村中学校、布施中学校が南中学校へ通学となりました。平成28年には少人数でも魅力的な教育環境のもとで学習できるよう、「隠岐の島町立小中学校規模適正化基本計画 統廃合しない魅力ある学校づくり」が策定されました。

そこで今回、質問させていただく北小学校についてであります。令和3年12月に「小中学校規模適正化検討委員会」から、北小学校の他校への統合等についての「答申」が教育委員会に出されました。

その後、保護者との意見交換やアンケートの実施、2回の「教育総合会議」の開催、中村・布施地区の区長会への説明を経て、先日、町として北小学校を統廃合するとの方針が決定されたと理解しております。その中で、方針内容や決定までのプロセスについて質問させていただきます。

まずは、北小学校校区の地域にとって北小学校の役割についてであります。適正化計画では、「小・中学校は、児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を併せ持つことが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能をあわせ持っている。そのため、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ながら地域とと

もにある学校づくりの視点を欠かすことは出来ない」と記載されておりました。

それらを踏まえ、教育長の考えをお聞かせ下さい。

次に決定された方針についてであります。こちらも適正計画では、北小学校が、更に他校との統合となると、距離的にも低学年の負担は相当なものになり、隠岐の島町の地域性や地理的条件を鑑みて、少人数校の存続もやむを得ないとされていました。

そして今回の「答申」では、計画期間中は統廃合を行わないとしているが、北小学校については、数年後には児童数が減り、事務職員や教員も減員されるなど大変厳しい状況が見込まれている。これを踏まえ、北小学校の他校への統合について保育園、小学校の保護者の方々や中村地区・布施地区の地域の意見を聴きながら早急に検討していくことが望ましいという内容であります。そこで、今回決定された方針について、教育長のお考えをお聞かせ下さい。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、安部議員の「北小学校の統廃合」についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘の北小学校は、本町で最も小規模な小学校であります。そこで学ぶ子どもたちは素直で、児童数は少ないながらも全員で協力し合って楽しく学んでいる学校であることは、多くの皆さんが認めるところでございます。しかしながら、児童数減少の波は収まらず、幼児・児童の保護者の方から現状及び将来に対する不安を訴える声が届くようになりました。また、本町の「小中学校規模適正化基本計画」の中間点検におきましても、保護者や地域の声を聴き、早急な検討が求められたところであります。

そこで、教育委員会では、「校区内の幼児・児童を持つ保護者の皆さんのお話を聴く会」の開催や、アンケート調査の実施、中地区・布施地区の区長との意見交換会を開催し、それぞれご意見を伺ってきたところであります。

議員ご指摘の「方針決定のプロセスの課題」であります。学校統廃合の問題は長い歴史の中でも、容易に解決できない大きな課題となっており、その手法や統廃合の形態も様々で、地域の実情によりそのプロセスは千差万別であると認識しております。従いまして、マニュアル通りの解決方法はなく、その地域の実情に即した方法により進めるべきだと考えており、決して保護者の声、地域の声を軽視するつもりもありませんので、不安や疑問にも丁寧に回答すべきと考えております。

ご質問の一点目、「北小学校校区の地域にとって北小学校の役割について」であります。当然、小学校は地元の児童のための最も身近な教育施設であり、子どもたちを健全に育む大切な施設であります。その一方で、将来の地域社会を担う人材を育てる中核的な場所であり、

防災や地域の交流の場としての機能も有するため、まちづくりと密接につながる場所でもあると認識しております。

また、ふるさと教育の原点は、地域と学校の良い関係により生まれるものであり、児童が地域の方々や文化、祭事に触れる機会を設けることにより人間的にも大きな成長を図れるものと考えております。その事が地域の方の励みや生きがいにも繋がっていると考えているところでございます。

次に、二点目の「決定された方針についての私の考え」であります。学校の統廃合に関することにつきましては、たくさんのご意見があり、それぞれ理解をしているところでございます。しかしながら、私が最優先すべきは、将来を生き抜く子どもたちが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じ、今しかできない経験を積むことができる環境を整備することであるとと考えております。

この度の方針を推進していくにあたっては、確実な教育課程の移行、学校間の交流、児童の心理的負担の解消、また、保護者や地域が抱える様々な課題も持ち上がると思われまので、丁寧に一つひとつ対応していかねばならないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

その中で何点か確認も含めて、教育長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

まず、北小学校が地域にとってどういった役割かなということなんですが、答弁にもありましたように、やはり地域性が強いということと思っております。更に、そういう状況の中で「地域の声」というのも大きいのかと思っております。

今回の統廃合に関しても、「地域の声」やはり重要すべきと私は思っておりますけれども、再度、教育長にお聞きしたいのは、住民の皆さんの声というか、そういったものの重要性について聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（教育長野津浩一）

今回の進め方、方針の提案の仕方もありますが、我々はこれが一番、やり方が適切だと思っております。進めてまいりましたが、3月7日、9日と地域に出掛け、地域の方々と「意見交換会」をしてきたところでありますが、その中でもやはり提案の仕方について、いろんなご意見いただきましたので、もっと違ったやり方があったのかなと少し考えもありますが、今後しっかりと地域の意見を聞いて、それについて一つずつ丁寧に丁寧に対応した回答をしていきながら、町の

考えを進めていきたいと考えております。しっかり受け止めて、丁寧な対応をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○11番（安部大助）

今の答弁の中では、住民の皆さんの声は大切であるという教育長の認識だと思います。皆さんの声をしっかり聞きながら進めていくということですが、今回、もう「方針」というのが町として決定されました。今回、それを推進していくということですが、内容について私自身プロセスについて少しお聞きしたいなと思っています。

「適正化検討委員会」から「答申」がだされてから、町の進め方の中で保護者の方との意見交換、アンケート調査、中地区・布施地区の区長会への説明、総合教育会議の開催、ある意味この期間の中で教育長として、この方針を打ち出した主な要因というのは何かということをお聞かせいただきたい。

教育長として先ほど答弁のあったように、子どもたちの教育環境というのが一番というのは分かるのですが、その中では進め方の中で教育長として皆さんの声を聞く中で、この方針で進めたいという考えを是非、聞かせさせていただきたいと思っております。

○番外（教育長野津浩一）

地域の方の様々な意見のある中で、特に統合に反対される意見は「地域振興」、小学校の位置づけは、地域振興に大変大きな役割があるということの主張、意見が多くありました。

しかし、私がこの統廃合、中条に編入することを決めた大きな背景は、現在、保育所も含めた保護者が「北小学校を望まなくなった」という現実を考えた時に1年でも早く保護者の不安を解消する必要があるということの判断をしたからこそ、急いだ結論を持っていったという背景があります。

現在1年生ゼロで、新年度の新生もゼロです。聞くところによると来年の入学生の予定、令和6年度の3名の入学生の保護者も北小学校を選ばないという意向も伝わっています。そういった状況の中で、本当に残された子どもたちが、下級生が入らない状況の中でちゃんとした教育が本当に受けていかれるのか、学校が運営できるのかという心配を解消することが一番最優先されると、私は考えました。

○11番（安部大助）

保護者さんの考えというか、話を重要視されたということだと思うのですが、意見交換会の中で確かに望まない保護者の方いたと思います。先ほど教育長の話にもあったように、反対に評価が高くて「これからも通わせたい」という保護者もいたと思うのです。どちらを重

視するかという問題ではないですが、「今後も通わせたい」という保護者の意見はどのように考えられたのか。保護者を重視するという考え方も大切だと思うのですが、そうならば、望んでいる方々がおられる中で、教育長としてどういう判断をされたのかお聞かせ願いたい。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

議員おっしゃるように、在校生の特に高学年の方は、どちらかといつこのまま北小学校で卒業させたいという意向は強いというのは聞いておりますので、その保護者の気持ちは汲んでないと言われたら、かも知れませんが、結局、下級生がいないことで、今はいいかも知れませんが数年先に下級生がいなくて、自分の下がないような状況の学校で、その子が本当に学べるのかということをお私はずごく危惧して、保護者の思いとしてはそのまま卒業させたいという思いもよく分かりますが、全体的に教育としてのあり方についての結論でございまして、保護者の方には申し訳ないですが、そういった形をとらせていただきたいという考えでございします。

○11番（ 安 部 大 助 ）

今、保護者の方に対する考え方を聞かせていただきました。それを持って、教育長として方針を決定されたと思うのですが、プロセスの中で先ほどから言われるように、住民の皆さんの声が必要だということをお共通認識させていただいたのですが、今回、保護者の方との意見交換、アンケート実施、中地区・布施地区の区長会への説明で終わっています。本来であれば、そこには地域の方々の声を聞くために、先日行われました、そういった意見交換をまずすべきかなと思っております。これら方針を決めた後に「説明会」というのも必要かと思うのですが、方針を決定する前に地域の声をしっかり聞くべきだったかなと思ひますけども。

教育長が言われますように、地域の声が必要だという認識ですので、出来なかった理由とか、その声を聞けなかった理由とか、その考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

順番的な話かも知れませんが、方針を先に決めた理由としては、保護者との意見交換会、区長との話しの中で、ある程度町が意見を持って提案してもらわないと話しがうまく進んでいかないということもございました。

そういった意見交換の中で感じたことで、我々は先に一定の町の方針をもって地区に出掛けようということをお町長と相談して決めたわけです。そのやり方について、ご意見は意見交換会の中でいろいろ聞いておりますが、こういったやり方も間違いがないという風を感じて

おりますので、今後、この意見交換を踏まえてどうしていくかなということが大事と感じておりますので、よろしくお願いします。

○11番（安部大助）

今、方法論といいますか、その話も出てきましたが、先ほど最初の答弁にもあったように、この北小学校に関しまして、どこの小学校も本当にそうですが地域性が強い、評価も高いという中で住民の声の大切さということは認識されたと思うのです。

その時にまずは聞くのが、本来先かなと思います。それをしないと、先ほどの答弁の中で地域の声というのは。区長に説明をして、方針を示してくれというのは本当に正しいのかどうかとなると、少し違うのではと個人的には思っております。やはり、地域の声も聞きながら方針を決めていけばよかったかなと正直思っております。

3月に「説明会」を行ったかと思えます。その中で中村地区・布施地区の皆様へという名前で、教育長名で出されている文書なのですが、「先般、開催された総合教育会議において、協議、決定した方針を皆様に説明させていただきます」というのをお配りしたと思えます。

この「総合教育会議」、町長含め教育委員会、そして教育委員の方々が入っておられる会議だと理解しているのですが、この中で協議、決定をしたという文書、どういった協議がされ、どういった方向で決定されたのかというのを見ると「非公開」になっているのです。要領等みさせてもらったら、「非公開」にする理由が何点かあったのですが、「非公開」にした理由というか、その辺の考えも是非聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（教育長野津浩一）

「非公開」にした理由、大きな点は、小学校統廃合というデリケートな話を教育委員の方が傍聴のもとに発言をすると、教育委員個人に何か、我々教育長や町長だったらいいのですが、教育委員の方にその意見を責任を求められるようなことがあってはいけないということで、非公開にしました。当然、皆さん十分そのことを理解の上に、委員の理解の上に「非公開」として扱わせていただきましたので、ご理解をお願いいたします。

○11番（安部大助）

教育長の考えを聞かせていただいたのですが、基本的にこの会議の中で北小学校について方針決定するものではないと理解をしております。

令和3年第1回の会議の中で、北小学校の統廃合についての議論がされてます。その中でも各委員が有識者といいますか、専門的な意見もあるのですが、町長が「総合教育会議は結論を出す機関と思っていないと、皆様から意見をいただきそれを材料とさせてもらい、最終

的に町として判断する」ということを言われております。中村や布施の皆さんに総合教育会議によって決定しましたとなると、この総合教育会議がどういった決定をしたのかと皆さん目が行くと思うのです。

本来、ここまで書いてしまうなら教育委員の皆さんも議会として「同意任命」しています。ある意味で半公人というか、責任をもってやっていただいているという責任もあります。「非公開」ではなく、しっかりと「公開」していただいて、中身を精査してもいいと思うのですが、この統廃合についてこの文書の中身をみますと、総合教育会議の中身を皆さんが知るべき内容と思うのですが。教育長の考えを是非聞かせていただきたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

「非公開」にすべきでなかったということだと思うのですが、私は今でもこれは「非公開」でよかったと、今、議員が言われることを聞いても協議した内容から判断して「非公開」で正しかったという風に思っております。今後も、もしこういうことがあれば、今の気持ちとしてはそういう形になるだろうと、形をとらざるを得ないだろうと考えています。

○11番（ 安 部 大 助 ）

方針決定までのプロセスについての質問をさせていただきました。

最後に、町長にお伺いしたいと思います。

方針内容を実行した場合、統廃合した場合に課題は出てくると思います。その対応策について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

最初に述べたように平成19年、平成22年と小・中学校に統廃合を行ってきましたが、未だにその跡地利用や地域の疲弊や衰退等の課題が残っている地域もあります。

今回の北小学校の廃校も過去の例を参考にするなら、同じような課題が生まれるのではと危惧しております。過去の事例から、方針内容を実行した場合、想定される課題とその対応策について町長のお考えをお聞かせ下さい。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、安部議員の「北小学校の統廃合に関する課題、その対応策」についてのご質問にお答えいたします。

「方針内容を実行した場合に想定される課題とその対応策」についてであります。私共が現時点におきまして想定できる課題は、地域から学校が無くなることによる、地域の活力の低下であると考えております。我々大人は子どもを育てているつもりが、いつの間にか、子どもに育てられ、また子どもからも活力をもらっています。北小学校の児童の皆さんも、

毎年11月に行う「きたっこ発表会」や布施地区で行われております「デイキャンプ」など、実際に地域の方と触れ合う機会をとおして、多くの方に活力を与えてきたものと思うところでもあります。また、学校があるからこそ、子どもたちのために、周辺の環境整備や、普段の見守りなどを、生きがいとしていらっしゃる方も少なくないのではと想像できると思います。

課題への対応策につきましては、地域の方々と私どもの十分な話し合いにより、その地域にあった活性化策を模索していくことが最優先で取り組まなければならないと考えるところでもあります。あわせて、私共が想定する課題以外にも、予期せぬ課題が発生することも考えられます。それらを一つひとつ丁寧に解決していかねばならないと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

今回の統廃合にした場合の課題については、想定されることは一緒なのかなと思います。

私が住んでいる那久小学校でも説明会等、7回、8回執行部の方々が来られて説明をされました。その時にも統廃合しても、地域を疲弊、衰退させてはいけないということで、今後皆さんと話していきたいという説明もあったと思います。

私が心配しているのは、方針を出した後、住民の皆さんは学校から気持ちが離れていくケースが多々あります。その時に「跡地利用どうしましょう」「地域活性化させていきましょう、どうしましょう」と、なかなか進まないケースがあります。やはり、方針というのはそこに住んでいる方にとっては大切なことで、その前にまずは、統廃合に関して統合した場合、しない場合と課題が出てくると思います。それについても一緒になって話し合っ、最終的に方針を決めるべきかなと思っております。

例えば、「統合しない」となれば学校を少人数で維持していくために、どういった魅力的な学校にしていくのか。地域も一緒に関わっていかなければならない、皆さんどう思われますか。統廃合する場合、そこには跡地利用に関する事、地域の活性化についての事、皆さんどう参加していきますかと、今までは行政が中心となって考えてきたことだと思いますが、やはりこれからは地域の皆さんも一緒に入らないと、なかなかそういった課題の解決、対策は出来ないかなと思っております。

今、町としては方針を先に出して今後、地域の方々と跡地利用も含めて地域の活性化について話し合われると思います。特に北小学校、今までの学校よりも規模が大きく充実している学校であります。その跡地利用については課題が出てくると思います。その辺の考え方に

ついて、今後住民の皆さんと話し合いがされるということだと思っておりますが、今の段階で、本来であればそういうことも含めて方針を決定すべきかなと、私自身思っておりますけれども、最後に町長の考え、この跡地利用、対応策についても含めてお願いしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後の課題についてと方針決定のプロセスも含めた考え方についてだと思っておりますが、今回、方針を決めたから決定ではないわけです。方針をもって来なさい、この一連の教育委員会と地域の話し合いの中で。ただ話し合いではなくて、「町としての方針案持ってきてください。その中で協議しましょう」ということに対し、総合教育会議でそういった方針が決定しただけであって、今後は7日、9日話し合いしたことも含めて、最終的に決定するのは町である私であるということをご理解いただきたい。

昨日の説明会でも、7日の説明会でも、今日の意見も踏まえてもう一度伺いますということも伝えてあります。

最終的な決定は町がします。正直いって今更という部分も、この説明会ではございました。学校があるなしに関わらず、それだけの「地域活性化計画」をその地区のためにやったかといとこまで出てきたところがありますが、子育て支援について高宮議員が質問されたように、学校統廃合の中での子育て支援についてもご指摘がありました。ただ、町としてその地区、地区に子育て支援の対策をしたかという点、「そうではなかった」という点もきちんとお断り説明し、町全体の子育て支援で行ってきたことは理解していただきたいと言いました。

今後ですが、それらも踏まえて学校がある、無しでなく、役場がこうしましょうと地域活性化を押し付けるのではなく、今回の統廃合含めて中地区、布施地区の皆さんとお話ししたのは、地区の方と一緒に学校だけでなく、地域の活性化を地区と話ししましょうということはお互い共通で理解したところでもありますので、もし、統合になったとしても、そういった準備委員会もありますし、きちんと今後のことも話し合っていきたい、いきますと、昨日の時点で申し上げます。

○11番（安部 大助）

確認も含めてですが、町長の方から方針案という言葉がございました。地区、地区によって方針決定されましたのか、方針案として出しています今後皆さんと意見を交わしながら、その方針がもしかしたら変わる可能性があるかもしれない、そのまま方針を進める。最終的に町として決定されると思いますが、今の段階で方針が決定なのか、まだ案の状態の方針を示した段階なのか、案を示した状態なのか、確認、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

方針についての考え方と言うことですが、先ほど説明しましたように最終決定は町がします。それまでの意見は聞きますが、その時期的な面、いつまでとかいうようなことについて具体的に今、申し上げられない部分があるのは、できるだけ早くという風に考えております。というのは、最初に教育長が説明いたしましたように不安がっている保護者の方がおられるのも事実です。

今の時点では「案」であろうが「方針」であろうが、そういう方向で行きますということ地域に持って出かけたということは現実です。

○11番（ 安部 大助 ）

終わります。

○議長（ 池田 信博 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、11時25分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時10分 ）

○議長（ 池田 信博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時25分 ）

引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（ 村上 謙武 ）

私の方からは「農林水産業の振興」に関する質問をはじめたいと思います。

はじめに、本町における鮮魚等の流通システムの構築に対する具体的な施策について、質問いたします。

町長就任2期目の「所信表明」において、産業振興に関して「本町の特色ある地場産業の振興を通じ、雇用の安定、人材の確保につなげてまいります」と2年前に所信を述べておられます。

その中で、水産業に関しては、「本町における大きな課題である鮮魚等の流通システムの構築について、県やJFなどの関係機関との連携強化に努め、安定的に隠岐島産の海産物を提供できるよう、積極的に関わってまいります」と表明されておられます。

町長2期目から2年が経過しましたが、これまで県やJFなどの関係機関とどのように連携

強化を図り、流通システムの構築に取り組んでこられたのか、並びに「本町における鮮魚等の流通システム構築」に対する町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の「本町における鮮魚等の流通システム構築に対する具体的な施策」についてのご質問にお答えします。

「島内における水産物の新たな流通システムの構築」につきましては、令和元年度に島根県が「隠岐地域水産物の島内流通検討会」を開催し、その後本町におきまして「隠岐の島町水産物共同購入組織検討準備会」を設置し、隠岐の島町観光協会、並びに隠岐の島町商工会が中心となって、水産物の島内需要の調査、また本町における水産物の新たな流通システムの必要性について調査を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、調査未実施のまま現在に至っております。

一方、本町独自で令和3年6月に、町内で鮮魚店を営む3店舗、並びにJFしまね西郷支所に対し、「水産物の新たな流通システムの構築」にかかる聞き取り調査を実施いたしました。

鮮魚店からは、「すでにJFしまねから直接仕入れる権利を持っているので、新たな組織が立ち上がってもそこから仕入れることはない」また、「年々島内の人口が減少し、加えて町民の魚食離れが加速し、島内の水産物の消費量も減少している中、今以上に島内で水揚げされた鮮魚を食べたいと考えている町民が一体どれだけいるのか」等々のご意見がありました。

JFしまね西郷支所からは、「現在も地元で水揚げされた鮮魚を、地元で購入できる権利は町内鮮魚店だけではなく、町内飲食店や旅館・ホテルなど宿泊施設にも審査を行った上で与えている」ということでした。

この他、現在の町内の水産物流通システムについて確認いたしましたが、大型スーパーでは冬場の時化が続く時期でも、フェリーが欠航しない限り、地魚を含め、山陰沖で漁獲された様々な種類の鮮魚が並べられております。

また、本町の指定管理施設である「西郷お魚センター」では、週に2回から3回、地元まき網船団の協力を得て朝穫れの鮮魚を販売しておりますし、令和2年度には町内で定置網漁を営む漁業者が、「雇用機会拡充事業」を活用し、急速凍結機（3Dフリーザー）、冷凍冷蔵庫等を整備し、活け締めした鮮魚を町内飲食店の他、旅館・ホテルなど宿泊施設にも提供しております。

このことから、現時点におきまして「島内における水産物の新たな流通システムの構築」が必要とは考えておりませんが、将来的に「新たな流通システムの構築」が必要であると判

断した時には、行政として積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

答弁いただきましたが、答弁内容は新たな流通システムの構築は必要ではないという判断に至った理由についての内容であったかと理解しております。

町長ご存じのように、令和元年度に島根県、本町、漁業関係者そして実需者、小売店とか旅館といったところの関係者が一堂に会して、本町の水産物の流通量をもっと拡大しようという目的で検討会が発足したという風に理解しております。

しかし、令和2年2月7日に「第3回隠岐地域水産物の島内流通検討会」の議事報告書の中に本町の取り組むべき具体的な内容が記載されておりますので、ここで確認をいたしまして質問をしたいと思えます。

その中でまず冒頭に、「水産物の島内流通量を現行の60トンから倍の120トンに増やすことを念頭において、今後関係者が一致協力して取り組むこと」と、このことが最初に記されております。具体的な取り組みとしては、観光協会と商工会が中心になって新しい組織を立ち上げ、

実需者のニーズと水揚げされる魚の情報を集約して、漁業者と実需者との、ちょうど中間の流通を担う組織を立ち上げなさいという方向性を示しています。

その新たな新組織、観光協会と商工会が中心となって立ち上げた新組織は、漁業者から魚を安定的に買い上げる必要があるため関係者と連携して冷凍・冷蔵・加工施設を整備し一般消費者の販売等を拡大するという。3つ目としては、この新しい組織と関係者で「地域水産物活用拡大協議会（仮名）」を立ち上げる、と第3回目が最終の流通検討会という風になっているようですので、ここで町と県はオブザーバーとして参加ということが記されておりました。

先ほどの町長の答弁では、観光協会と商工会が中心となって新たに組織を立ち上げる共同購入組織ですが、これがコロナの影響、その後全然動きがないということ。それから、町は独自にJFとか島内の小売業者に聞き取り調査をして、現状で「良し」というような回答を得たというような内容だったかと思っております。残念ながら、島内の消費者とか島外から本町に訪れる観光客、島外の方のそういった方面での考察がないということなんです。もう10年以上も前から、島内での鮮魚、地元で獲れる水産物の流通を増やそうではないかという機運はずっとあるわけですけど。コロナ禍が落ち着いて、通常の生活に戻りつつありますの

で、この「検討会」が取りまとめた案、町長に質問いたしますが、町長は現在観光協会の会長をされているという立場上、このまったく進んでいない新組織「地域水産物活用拡大協議会」の立ち上げに向かって、新たにそういった組織を立ち上げる考えはあるのか、どうかということです。

○番外（町長 池田 高世偉）

組織を立ち上げる考えはあるかということでございますが、一点、訂正というか誤解がありますが、コロナの関係で出来ていないのは調査をすると言っていたことが、調査が十分出来ていないということで、まずもって、何故これが動かなかったかという点でございます。

今、議員が説明されたのが令和2年6月1日の「隠岐地域水産物の島内流通検討会」でのまとめ報告でございますが、その前に「隠岐地域水産物の島内流通共同購入組織設立に係る準備会」、だから今言われた共同購入の組織を県が取りまとめる前に、こういった方向性でいくべきだよという提案があった中で、隠岐の島町の中でそういった準備会をやったわけですが、行政的に県、町との意見としては「こういった形で進むべきだ」ということもございますが、実際にそのスタッフとしていく、販売する所の商店の意見がまとまらずズルズルきたという点がございます。

その中で今回言われた、組織の立ち上げがあるかという、先ほどお答えしましたように現時点では、ホテル等のお話しも聞いたり、JFのお話しを聞いたり、また旅館・ホテル・町内飲食店には、先ほどの「雇用機会拡充」での鮮魚が仕入れられているとの点を考えますと、現時点では組織を立ち上げて、新たに共同購入や流通組織の検討に入るという考えはしていないという状況でございます。

○7番（村上 謙 武）

改めて、この観光協会と商工会が中心となった新たな組織、共同購入組織というものは立ち上げる考えはないという答弁がありましたけど、ちょっと残念だなと。かなり機運が盛り上がり、「流通検討会」の中で協議があったわけですが、一応の取りまとめ案というのも出されて、こういったことに関してコロナのことがなければ、違った形でこのことも進んでいたのかなと考えますけど。検討会以前の形と、現在まったくそんなに変わりはないという状況が、今後もずっと続くのかなという風にどうしても考えてしまうわけです。

「地域の特性を活かして自立した自治体をつくる」こと、これが地方創生や離島振興法の大きな目的でありミッションです。そう考えた場合に隠岐の特性を活かして、隠岐の島町の自立を目指すということになるとどうしても水産業の振興をなくしては、隠岐の特性を活か

した自立した隠岐の島町というのはイメージしづらいということもありますので、そういった島内の鮮魚の流通に関してはハードルがあるとは思いますが、新たな視点で流通拡大に向けた取り組みを、頭を一回リセットして考えてほしいなという風に、島内におられる消費者の住民の方、島外から来られる観光客、ホテルとか飲食店の方も、こういう共同購入組織ができるとメリットがあると思います。町長「今後のことでないと分からない」とおっしゃっておりますけど、そういった前向きな気持ちを持っておられるのか、どうか。気持ちだけでもお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

島内流通に対する気持ちを持っているかという点についてであります。現時点でも今説明をしておりますし、今後もきちんとした情報収集は行っていくことは当然だと思っております。その都度、その都度、検討していきたいですが、「島内流通検討委員会」にしても、「島内流通共同購入組織の準備会」にしても、行政サイドはそれがベストと思って、どんどんまとめて進める、実際に現場の、新たな組織を構成する飲食店やホテル、漁業者あるいはそこに入る仲介する業者、これらがまとまってきてない状況だったからと言ってますように、「いいことは良い」というのは簡単ですが、実際に動く人がどう考えていくか、ここを含めてきちんと情報を収集しながら将来に向かっていかないと、今、組織立ち上げてやりますと言ったところで、現時点ではないと思っております。議員の指摘されている気持ちだけは持ちながら情報を収集していきたいと思っております。

○7番（村上 謙武）

それでは、次に離島振興法第14条1項及び2項農林水産業その他の産業の振興の規定に基づく農林水産業等の振興策について、質問いたします。

昨年11月に法案が成立し施行となった。改正離島振興法であります。この目的は皆さん十分ご承知のとおり、我が国の領域や排他的経済水域等の保全や海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ること。また、離島の人口の著しい減少の防止と定住の促進を図るとともに、国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することなどを主な目的としています。

この離島振興法第14条1項2項には「農林水産業その他の産業の振興」に関する内容が規定されており、「農林水産業の振興を図るための生産基盤の強化や特産物の開発、流通、消費の増進並びに観光業との連携の推進について配慮すること。そして、漁業者が周辺海域で安定的に水産業を営むことができるよう配慮すること。また、生産性の向上や産業の振興に寄

与する人材の育成及び確保、先端技術の導入並びに他の産業との連携推進に配慮すること」などの内容が規定されています。

本町において、離島振興法第 14 条の規定内容を施策に反映していくためには、現行の農林水産業振興策に関する計画等を再検討し、社会の変化や技術革新によるイノベーションの進展等を反映した、新たな振興計画並びに具体的な実施計画を策定する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の「離島振興法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく農林水産業等の振興策」についてのご質問にお答えします。

まず、農林水産業における各種計画の現状ですが、それぞれの分野の振興を目的とした法律により義務付けられた計画が部門ごとに存在し、計画期間は、その多くが 10 年間でございます。

それぞれの計画は、従前から本町の総合振興計画における施策の方向性、取り組みに則したものであるとしており、総合振興計画を基本とする計画として各部門・事業ごとにリンクしております。

社会情勢の変化や技術革新を反映した新たな振興計画、並びに具体的な実施計画を策定すべきとのご意見ではありますが、部門ごとに存在する計画の多くが、国の方針が変更された場合などにその都度変更するものや、中間年程度で見直しをかけるものであり、社会情勢変化や技術革新などにつきましても変更により反映させるように努めているところであります。

来年度では、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、今後の農業の基本的な方向性を定める「農業経営基盤構想」を策定する予定としております。その中で、令和 6 年度に予定する将来の農地利用の姿を明確化するための地域計画策定に向け、各地域の方々と話し合いを開始する予定としており、策定時に情勢の変化につきましても反映させてまいります。また、具体的な実施計画につきましては、それぞれの施策に対して補助金の活用が不可欠であり、その都度、計画を作成することとしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上 謙 武）

なぜ、私が現行の振興計画を見直し、検討して策定する必要があるという考えなのですが、この必要性について議論する上で、私は参考資料、検討材料として提示したいのは内閣府と国土交通省が作成した「離島振興のための支援メニュー集」というものが出されており

ます。これは300ページぐらいある分厚い物です。内容は離島振興法による事業、交付金の事業がずらっと並んでいます。もう一つ、有人国境離島法に関する、それに基づく事業がこと細かく取り組みが載っております。非常に見やすい内容となっておりますので、こういった物を参考にして本町で活用できるように、具体的に策定していくべきではないかと思ったからです。

農林に関してはかなり詳しい答弁がありましたけど、水産に関しては町長の方からはありませんでしたので、現在、隠岐の島町にあるのは平成28年4月に出された「水産業の振興計画」これが先ほど言われた、離島振興を目的とした法律のように義務づけられた計画内容になっているかどうかという部分が、私には見えてきません。これで10年間行くということなんですが、まったく現行の「離島振興法」の交付金事業とか、有人国境離島の交付金等の関連づけが全くないので、そういうのを見直して策定すべきではないかということで質問をしたわけです。ですから、そういった形で計画を作ると非常に我々にとっても分かりやすい所があるわけです。例えば、「離島振興法」「有人国境離島法」に基づく「農林業等振興計画」、もう一つは「水産業振興計画」という風にタイトルに法律の2つの名前を付けた振興計画等。

計画というのは、常に見直すということが必要なので、そういう見直しがもう7年近くなるのですが、全くされていないと。計画は作ったが、その後見直しも、新しい法律を取り入れた良い内容になっていない所がありますので、私が指摘したことについて町長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

「離島振興法」「有人国境離島法」に基づいた振興計画の策定について、どう考えるということですか、議員ご指摘のように農林水産の中で「事業計画」、確かに水産業は平成28年に作った10か年計画「水産振興計画」しかございません。他の所の一覧表を持っているのですが林業等もたくさんあるのですが、そういった点では「計画」が少ないのではなく、この「水産業振興計画」が町の水産業の基本計画であり、これは「総合振興計画」にリンクしているところです。

改めて議員ご指摘の「有人国境離島法」や「離島振興法」に基づいた「振興計画」を作るのかということですが、常に法が改正をする今度の「離島振興法」もそうですが、「有人国境離島法」が変わるのは我々配付しながら、先ほど申し上げましたが具体的な施策については、それぞれの実施計画をつくりながら補助金の活用に向かって交付を申請するもので、改めて特化した水産振興計画等を現在つくる考えは持ってありません。

○7番（村上謙武）

それでは、本町の産業振興策を調査・研究し、政策作り等を目的とする組織の必要性について、質問をいたします。

離島での社会生活を維持発展させていくうえで、安定した産業基盤の構築は不可欠であります。本町は「第2次総合振興計画」に基づき、毎年度、事業実施計画を更新しながら事業を行っていますが、基幹産業である農林水産業に関しては、発展的な振興策に基づき事業が実施されているとは言いがたい状況であると私は考えています。

島内全体の産業振興を実現していくためにも、農林水産業の振興に特化した戦略的な政策を考案し、その施策を具現化していくことを目的とする、事業者代表や専門知識を有する人などの多様なメンバーで構成する特別な組織が本町には必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「本町の産業振興策を調査・研究し、政策作り等を目的とする組織の必要性」についてのご質問にお答えします。

農林水産業の振興に特化した戦略的な政策を作成し実行する、多様なメンバーによる特別な組織を編成すべきとのご意見ですが、農林水産業における施策につきましては、本町が主導する場合もございますが、基本的には生産者や関係者と協議しながら進めてきたものでございます。

一例をあげますと、本町も構成員である隠岐の島町地域農業再生協議会は、本町とJAしまね隠岐地区本部で事務局を持ち、旧町村単位での認定農家の代表、一般の生産者代表、農業法人、町農業委員会、島根県農業共済組合、町農業公社、直売所で構成され、オブザーバーとして農林水産省中国四国農政局や島根県隠岐支庁農林水産局からも参加いただき、農業生産振興部会、担い手育成部会、農地保全部会の3つの部会で方策を決定し事業展開をしております。

他の事業につきましても、基本的には同様な組織がございますことから、改めて組織化する考えはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

再質問をいたします。

先ほどの質問と重複する内容の質問となると思いますが、国からこうして「離島振興」を図るための手厚い支援メニューがあります。これを事業者が活用をして、島全体の産業振興

に繋げていくためには、この交付金を活用し新たに取り組んでいく事業が、経営面でも十分成り立つ事業であるという確かな見通しも不可欠な条件の一つではないかと、いう風に考えております。

そのためにも、事業の経営方針とか事業内容について適切にコーディネートできる人材、組織がこれも不可欠ではないかなという風に考えるからであります。例えば、「ふるさと納税事業」がありますが、本町は納税額が伸び悩んでおります。今年もなかなか5,000万円超えなかったというように聞いております。一つの原因が返礼品を生産する生産者とふるさと納税の窓口である役場の連携、コーディネートがあまり出来ていない、不十分であるということも一つの要因ではないかと思っております。その辺がうまくコーディネートできて、生産者の方がどんどん魅力ある返礼品を供給できるようになると、「ふるさと納税額」もアップすると私は思うのです。

「離島漁業再生支援交付金事業」、今年で19年目になるということです。毎年1億1,000万円近い額を国・県・本町から「交付金」として支給し、漁業の振興を図っているのですが、果たしてこの19年間の間に沿岸漁業の後継者が育ったのか、漁獲量は順調に伸びているのか、そういう検証もあまりされていないのではないかと。

これも隠岐の島町が主体である、漁業集落との立ち位置が非常に曖昧だなと思っております。もっと事業内容について、町も一緒になって考えて、将来を見通した事業内容をどんどん取り入れていけばいいのではないかと、でもこの事業に関しては9月の「決算審査」の時に町の事業として報告している。町はこの事業に関しては、交付金を漁業集落に交付することが仕事だという風な答弁も聞いた記憶がありますので、もっともっと、そういった漁業集落の事業に関しても、町が関わっていくべきで交付金が有効に将来、結果として現れるような取り組みも必要ではないかなということで、そういったことをコーディネートする組織を本町に必要でないかという趣旨で質問したわけですが、改めてその件について伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

まず一点、我々さっきの計画も一緒に農林についての説明が多いわけですが、確かに水産業については、国の施策についてもどちらかというと遅れている部分がありまして、例えば「担い手育成」についても令和4年度からやっと水産業の担い手育成に対する考え方、支援策が示されたというように、計画、支援についても遅れている部分がありますが、それらも含めて、今後の事なのですが、支援メニューについてのコーディネート、やはり「地域振興」「商工観光」「農林水産」、担当部署が町としてきちんと指導、支援していくところであると思

っております。

ただ、コーディネートする以前に、事業者がどう考え、どのような熱を持って事業に向かっていたか、このことから把握することから始めなければならない。大変難しいのですが、ご相談いただければきちんとしたコーディネートもできると思っております。

組織についての考え方については、もう少し自分なりに研究したいと思っております。議員のおっしゃっていることも十分理解できます。現時点で組織をとということであれば、研究はしてはいきますが、現時点では組織化する考えはないということです。

○7番（村上謙武）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、村上謙武議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで昼食休憩といたします。

（本会議休憩宣告 12時06分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、3番：藤野定幸議員

○3番（藤野定幸）

通告にしたがい、「ふるさと納税」について質問いたします。

「ふるさと納税」の現状は12月末現在4,896万円です。クラウドファンディングで集めた「水産高校のみなし寮」の金額1,128万円も入っています、総事業費は2,561万円です。

昨年の3月定例会において西尾議員が今年度の目標額6,200万円をどのように達成されるのか。また、本町は情報発信が不十分でないかなど「総括質疑」で的確に指摘していたと思います。

この様な数字を見て町長は「ふるさと納税」の現状について、どのように捉えていますか。

個人的な見解ですが、まず「ふるさと納税」の専門部署を作るべきだと思います。前の定例会の時に村上議員が提案されて1年半経つと思います。町長は全町的に取り組んでいくと答弁されていましたが、結果として今の数字になっていると思います。やはり責任感を持って取り組んでいく体制を作るべきだと思います。それと同時に「ふるさと納税」をされる方

が何を望んでいるか。どの様な方をターゲットにするのか、もっと検証・研究すべきだと思います。また、委託業者に対して町は数字目標や方向性・方針などを明確に指示すべきだと思いますし、指示出来る体制を作るべきだと思います。

隠岐の島町として検証された結果、何が問題なのか、課題なのか、それについてどのように取り組んで行くのか、町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の「ふるさと納税」についてのご質問にお答えします。

まず、「ふるさと納税の現状」についてであります。本年度におきましては、昨年同様にガバメントクラウドファンディングの実施やダイレクトメールの送付、各種媒体を利用した情報発信を行ってまいりました。また新たな取り組みとして、他町との連携や、帰省された方々へふるさと納税についてのお願いなどを行ってまいりました。しかしながら、現状におきましては、昨年度の実績額は超えたものの、本年度の目標額には達していない状況であります。目標達成に向けましては、大変厳しい状況ではございますが、年度末最終日まで、ふるさと納税を拡大させる取り組みを継続してまいります。

次に、「ふるさと納税の課題と今後の取り組み」についてであります。課題はいかに本町のファンを獲得し、ふるさと納税を拡大させていくかであると考えております。本年度の取り組みにつきましては、既に受託業者と効果検証を行い、来年度の取り組みを計画したところであります。主には一層の情報発信による本町のファンの獲得や、新たな返礼品の企画開発を行ってまいります。また、先進自治体への視察研修を行うなど、新年度におきましては、一日も早く目標が達成できるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（藤野 定幸）

再質問をさせていただきます。

専門の部署をつくるべきではないかという質問に「回答」がなかったように思います。何故かと言いますと、「地域振興課」に聞きますと、次の年度から「地域おこし協力隊」の一人が地域振興課に入ってふるさと納税を中心にやられるという話しを伺っておりましたので、そういう話が出るかなと期待をしておりましたが、そういう話が出なかったので、そういう取り組みをぜひして行くべきだと思います。

なぜこんなことをいうかと言うと、以前にもありましたが、「全島民を広告塔にしてやりませう」という話を担当課課長とかそこら辺からいただいたのですが、あまり誰もそういう話し

は聞いてないようです。町長が先頭に立ってやられたみたいですが。全町的にと言ったわりには、全然、我々議員にもそういう話がなかったように思いますので、専門部署をどういう格好で作って、次の年度からやっていかれるのか、考えがありましたら是非聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

令和5年度に向けての取り組みでございますが、答えていないという「専門部署」への考え方は新年度におきましても「専門部署」を作る考えはございません。

ただ、議員おっしゃるように「地域振興課」にプラス「地域おこし協力隊」の新規採用をしてPR等、島外の人々の目で見えた島の魅力とはなにか、返礼品の検討もさせたいと思っておりますし、また新たな返礼品として「体験型」の何らかの返礼品を考えるように、今、計画をしております。また、おっしゃるように島を挙げて「ふるさと納税」のPRをすべきだと言っておりますが、なかなかそこに至っていないというご指摘は甘んじてお受けします。

自分なりにそういった取り組みはしているつもりですし、さらにもう一つ叱られることを言いますと、「一般質問」を受けるたびに、議員の皆様には、「議員みなさんから島外への発信」という甘い考えでお願いをしていますが、それがいかになっているか私も分かりませんが、皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（藤野 定幸）

再質問というか、提案というか。

令和3年度において海士町はふるさと納税2億円ぐらいでした。鳥取県の江府町という所は人口3,000人にも満たない小さな町なのですが、ふるさと納税で大山の伏流水に特化して3年度では4億8,000万円のふるさと納税額でした。これは返礼品を水に特化しておこなった結果、今現在見ていると、ふるさと納税できるサイトが13もあるのです。私が調べたところによると、返礼品が350種類ぐらいあるようでした。

先進の自治体を視察するというのは分かりますし、その通りだと思うのですが、ごく身近な所に成功した自治体があると思うのです。その部分との比較対象、なぜうまくいっているだろうというのを真似るといふところから、まず始めるべきだと思うのですが、そういう検証というか、そういうことをやっておられたと思うのですが、何かちょっと、全体に。

この間、地域振興課で一番隠岐の島町で特化する、人気の物は何かと聞いたら「海産物」と。確かに、海産物は分るので、でも海産物のどんな物を商品として提案していくのかというそのところが、ボヤっとして仕方がなかったのです。いかにもう少し細かく、納税

者がどういう物を求めて、例えば10万円寄付していただいたら返礼品はこれですよ、5種類も10種類もいろんなセットがありますよとか、そういう部分でもっともっと頭を使っていかない限り「ふるさと納税」、コロナ禍で今までの中で全国的に一番多いですね。「ふるさと納税」の全体は、それなのに隠岐の島町、もっともっとポテンシャルあると思うのです。もっともっと、みんな考えられると思うので、そのところをもっと深く掘り下げてやらないと、何かボヤっとしている気がしてならないのです。

私は、個人的には「ふるさと納税」を増やしていかななくてはどうにもならないと思ってますので、町長、今後どういう風に考えて取り組んでいくのか、最後にお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後どう取り組んでいくのかというご質問でございます。

まず、「ふるさと納税」に対しては議員仰せのとおり、各自治体の検証、分析をすべきだということ、額を増やしていくということは同じ考えだと思っております。

先ほど5年度に向けてのお話をしましたが、この中でも4年度の分析もしております。エリア、年齢、返礼品、男女、こういったデータも作っておりますし、今後はそれに加えてこの方々に対する宣伝の方法、ターゲットをどうしていくかということも詰めたいと思っておりますし、広告、宣伝の強化、現在はフェイスブックのみですが、インスタグラムもプラスしたり幅広い広告、宣伝をやっていきたいと思っておりますし、先ほど申し上げました返礼品の充実は誰が考えても一番だと思っておりますし、こういった返礼品については更に検討を加えていきたいと思っております。

ただ一つ、「ふるさと納税」が増えることは我々も一生懸命になって取り組んでいますが、きれいごとなのかわかりませんが、ルールを無視してなりふり構わず金額の増額を目指すという点は考えてはおりません。真にわが町を応援してくれる、そういったさらなるファンの獲得を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○3番（藤野 定幸）

「ふるさと納税」については、もう言いませんが、町長との考えはちょっと違うかもしれません。やはり、隠岐の島町を宣伝するというのは、隠岐の島町出身でない人に分ってもらわない限り絶対駄目なので、そんなきれいごとを言っている余裕はないと私は思っております。また、これからも質問させていただきます。

続いて、「地球温暖化対策実行計画」に基づくエネルギー事業について、質問させていただきます。

昨年の3月定例会でペレット発電事業などペレット事業の現状と今後の計画について質問しました。国は「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにし、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」としており、本町も、再エネ導入を推進するための「地球温暖化対策実行計画」を策定し、明確なビジョンを示すと答弁されていたので、12月の定例会に方向性でも出るかと期待していましたが、無かったように思います。

令和5年度からペレット発電事業が始まる予定で650トンになっていましたが、ペレット事業は今年度と同じく150トンになっていましたので、令和6年度以降に計画されていると分かりました。

農林水産課のペレット原木排出補助金と言う、令和6年度からペレット発電事業が始まるために、排出経費が高くなるための補助事業122万円。

それに商工観光課の新規事業の、隠岐グリーンパワー（公社）木質バイオマス（町産未利用材）によるペレット発電事業及びバイオ炭利活用事業の創業等が、今後の計画に関わるのではないかと思います。本町の今後のエネルギー事業の計画並びに明確なビジョンを示してください。またエネルギー事業の現状と課題と今後の取り組みについて、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の「地球温暖化対策実行計画に基づくエネルギー事業」についての質問にお答えいたします。

「エネルギー事業の現状と課題と今後の取り組み」についてであります。地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、計画策定委員会等で議論を重ねながら原案を作成し、産業建設常任委員会におきまして、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、具体的な取り組み方針をご報告させていただいたところでございます。

現状の課題といたしましては、再生可能エネルギー発電事業のコストの高さによる財源の確保や、大量の再生可能エネルギーの導入は電力系統を不安定にする可能性があり、この技術的な課題を解決するため、中国電力ネットワーク株式会社との調整を図っております。

一方で、本計画の施策を推進することによって、産官民の投資による経済への波及効果、雇用の拡大が図られ、本町が抱える地域課題を解決し、地域振興に大きく寄与するものと考えているところでございます。

今後におきましては、まずは、町民の皆様や事業者の皆様のカーボンニュートラルの実現に向け機運の醸成を図ることが重要でありますので、意識啓発活動を積極的に取り組んでま

いります。

また、森林資源の循環にもつながる木質ペレットの利活用を図るため、昨年6月に包括協定を締結しました「株式会社 鴻池組」と連携し、バイオマス発電事業の具現化等、重点的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、バイオマス発電事業の具現化等ありましたが、この間の課の方からの説明では鴻池組と発電事業をやりますというような、そこまで計画が進んでいるのかという話も一部伺っていますが、この計画がどこまで進んでいるのか分かりましたら説明をお願いします。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

私の方から説明をさせていただきます。現在、鴻池組と木質バイオマスの発電の事業計画があり、令和6年度には役場本庁舎での発電所を稼働する予定ということでございます。事業の概要につきましては、島内林業事業者との協議や中国ネットワークとの意見交換、また財源確保のための国庫補助金の情報共有が今、全容が把握しきれたところでございますが、若干遅れも生じてきておりますので、今後、早急に方針を示すよう町長の方から指示はされております。

事業概要が示されれば、鴻池組との発電事業の実施の有無を判断させていただいて、必要な予算措置を行う考えでございます。よろしく願いいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

今、言われたようにペレット発電事業が鴻池組と進んでいるような状況だと伺っていますが、ペレットを作るにしても、今150トン作るだけで、以前の光熱費で計算しても単純に1,300万円ぐらいマイナスになるのですよ。もしここから、言われたように増やしていきますと、一時のペレット生産量は3トンからうまくいって6トンと聞いております。

まず問題なのが、騒音の問題が実際にあるみたいです。それに人員不足、今の150トンでも大変だというのは聞いております。もしペレットを作りますと、あそこに置かないといけない、680キロぐらいしか置けないらしいです。そうすると63体、それで一杯になってしまうと聞いておりますので、そういう場所問題であったり、稼働率の悪さであったり、また一番問題は生産コストだと思います。

今までペレットボイラーにしても費用対効果、公の部分に全部使用するつもりでありまし

たが、初期投資があまりにも大きくて断念せざるを得なかった。これはいいことだと思うのですが、そこら辺の初期の見積もりとといいますか、どうしても予算が関わってきますので先々、2,000万円で済むものが5,000万円になるとか、そういう形にならないように、最初の見積もりとといいますか、計画を細かく皆さんに分かるように適切に説明していただかないと、これが大きな事業で隠岐の島町の未来に関わってくる事業だと思えますので。私もこれはできたらいいなと思っておりますので、上手くいくためにどうしましょうかという中で、細かい部分を前もって議会にも説明していただいて、実現するためにはどうしようかと、お互いに無い知恵を絞ってやっていただける格好にすればいいと思えますので、是非、町長に予算がこれですよという前に、計画の段階から議会に示していただくほうが皆さん納得すると思えますので、町長の考えは如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

早目に計画の段階を詰めていく前に、ある程度の事業概要の説明をしてほしいということですが、先ほど環境課長からも説明させましたように、多少遅れは生じておりますが鴻池組と協議はしております。その中であっては、ご指摘のあったコスト面、ここを一番気遣っておりますので、議員仰せのとおり将来の運営経営をしていくためにも最初が大事だと思っておりますので、今、国も含めて中国電力ネットワークとの意見交換しておりますので、しばらくお待ちいただきたいのですが、考え方としてはこれに決まりましたから、これでやりますよというようなことはないように、概要についてはご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（藤野 定幸）

町長の方から、ある程度決まったところで概要を示すとおっしゃっていただきましたので、それを信じて。ちょっとでもよい事業となりますように、みんな協力していくと思えますので是非よろしく願いいたします。これで質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、藤野 定幸 議員の一般質問を終わります。

次に、13番：石田 茂春 議員

○13番（石田 茂春）

それでは、質問をいたします。

「定住人口の増加」については、いろいろな事業を展開し、関係部署は日夜努力をしております。しかし、私の目にはあまり映ってきません。町長にはどのように映っているのか伺

いたい。

され、我が町では若者の人口流出の歯止め対策をいろいろと行ってまいりました、その効果はあまり発揮していないように思われます。

今は長寿高齢化社会、週休二日制の普及によって余裕が生じ、安定した日々を楽しむという価値観に変わったように思われます。

そして都市と離島、農村社会の交流人口対策が地域振興の推進に欠かせない時代になろうとしています。都会の人々が農漁村を訪れ、豊かな自然や人情に接して心身をリフレッシュし、作業体験を通じて第1産業への理解を深める交流人口を図るべきではないでしょうか。今までの旅行といえば団体旅行が主流でありました。しかし近年は家族や小グループで体験し、スポーツを楽しむ等に人気を集めているように思われます。

これまでは定住人口の増加を基本とした対策であったように思われますが、現在はコスト高の第1産業の劣勢は免れない事態まで追い込まれています。残念ながら将来の展望がなかなか開かない。また農林漁業は後継者難という難題を抱えています。そして企業誘致も期待できない。定住人口増は極めて困難な状況であります。

もともと農村社会は、自然にあるものを利用し、必要なものをつくる自給自足がいつの間にか都会並の生活に移り、自給自足農業ではお金にならない。作るよりも買って食べるほうが、手間がかからず便利だと、農業を非合理化なものと切り捨て、農家の暮らしは都市勤労者と大差はなくなりました。

農業、沿岸漁業は先が見えない。希望がない、若者のいない地域が増え寂れるだけとなりました。人口減少に歯止めをかけようと対策をはじめて数十年なりますが、見るべき成果もなく後継者対策が大きな、そして喫緊課題であります。

これからは時代の流れに即応した農業構造の改善に、みんなが知恵を出し合って、荒れ放題の休耕田をどうするか、都市に住むやる気のある若者に利用していただけるか真剣に検討すべきであります。沿岸漁業も同じであります。

都市住民の多くは農村という田舎を持っていません。それだけに自然農村に対するイメージは強いのです。コメの自由化に伴って都市との交流を通じて地域の活性化、過疎化の返上に期待をかけています。時代と共に変化し、住んでみたい、暮らしてみたいという機運が高まってくるのではないのでしょうか。

これからの町行政の姿勢は、この豊かな山・森・澄みきった海・自然の生態系などをいかに再生し、これをいかに掘り起すかという尊い使命が課せられています。

今後は交流人口を確保するためには、空き家を利用した体験民泊等が課題になると思います。受け入れるためにはさまざまな課題があると思います。今ある制度をおおいに利用する。例えば、UI ターン支援事業、空家活用事業、空家再生事業補助金、わくわく移住奨励金とか、様々な事業がございます。また改正するところがあれば改正すべきであります。

体験作業も、そば打ち、稲作、沿岸漁業等、わかめ養殖、いわがきと地域の特産を活かしたメニューを用意する。かつて我が町から離れた人々に呼びかけて故郷を味わっていただく。この部分が一番重要なところであります。親もいて、また親戚もあり、そして古いかもわかりませんが家もある、墓もあるというところです。

そして、しっかりとした受け入れ態勢を整え、旅行会社と提携して誘致を図る。また観光協会に旅行会社から派遣された方々と共に知恵を絞って、一人でも多くの定住人口を増やすべきであります。毎年一定の都会人が我が町を訪れる楽しみと、固定交流人口を確保する対策を考えるべきではないでしょうか。最後に私をはじめ、町民の多くの方がわが町の人口が一人でも二人でも増えることを願っております。

この件については、一つの施策であります。通告しておりますので町長も理解していただいたものと思っております。そういう意味から、詳細な答弁があると確信し、再質問はいたしません。町長の生の声を聞きたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「定住人口の増加」についてのご質問にお答えします。

「交流人口から定住につなげるために」についてであります。議員仰せのとおり、本町では人口減少に歯止めがかからず、様々な場面におきまして後継者不足などの課題を抱えている状況であります。全国的にも少子高齢化や人口減少が止まらない状況におきまして、「定住人口」でも「交流人口」でもない「関係人口」と呼ばれる地域外の方々への期待が高まっております。国の掲げる総合戦略におきましては、関係人口の創出は、東京一極集中の是正や地方移住の裾野^{すそ}の拡大に向けた施策として位置づけられているところであります。「地域の課題」を関わる人たちにとっての「価値」に変換することにより、地域外の人を呼び込み、地域の担い手としての活躍を促す。また、関わる人たちの地域への共感や愛着を育むことで、地域への再訪動機を高め、地方創生の好循環を生むものであります。

本町におきましては、本年度より関係人口の創出及び拡大に関する取り組みを本格的に開始したところであります。地域おこし協力隊による企画実践も成果を上げつつあり、今後地域課題の解決に向けた事業展開を行っていく予定であります。また、島留学生はもとより、

高校卒業後、一旦島を離れていく子どもたちすべてを、本町の関係人口と位置づけ、定期的な情報発信や、つながりの場づくりなどを行ってまいります。

あわせまして、関係人口に至る前の交流人口の拡大につきましては、議員仰せのとおり、自然豊かな地方への旅や、訪れた場所での体験を通じた人との交流への関心度はますます高まってきております。本町には、こうしたニーズに対応できる資源が、たくさんございます。体験メニューの充実や、ガイド人材の育成、民間事業者が実施する宿泊キャパシティの確保を支援し、安心して訪問者を受け入れることができる体制づくりを進めてまいります。

先日、本町と包括連携協定を結んでおります株式会社モンベル本社を訪問し、辰野会長と意見交換を行いました。辰野会長から「隠岐の島が、モンベルの110万人の会員にとって居心地がいい場所、そんな島になって欲しいと強く願っている。そのための協力は惜しまない」との心強いお言葉をいただいたところであります。隠岐の島を高く評価していただいている企業やJAL、FDAといった航空会社などとも連携し、持続的に本町を訪れる方の獲得に努め、またその方々が関係人口となる対策を講じてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○13番（石田 茂春）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、石田 茂春 議員の一般質問を終わります。

次に、9番：西尾 幸太郎 議員

○9番（西尾 幸太郎）

通告にしたがいまして、一点目の質問「君ヶ濱親方への名誉町民贈呈」について質問いたします。

本年1月14日、長く大相撲の第一線で活躍され、我々隠岐の島町民に夢と希望を与えてくれた隠岐の海関が引退され、年寄「君ヶ濱」を襲名されました。

隠岐初の幕内力士として大いに活躍され、その功績については語るまでもありません。すでに島根県はその功績を称え「島根県功労者表彰」を贈っています。

隠岐の島町としても、長年の功績を称え「隠岐の島町名誉町民」の称号を贈るべきと考えますが、町長の考えを伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾議員の「君ヶ濱親方へ隠岐の島町名誉町民の称号を贈り顕彰する考えは」

についてのご質問にお答えします。

君ヶ濱親方におかれましては、厳しい角界におきまして日々精進を重ねられ、平成22年の初入幕以来、長年にわたり幕内でご活躍され、平成27年3月場所には、島根県として実に121年ぶりとなる関脇への昇進を果たされるなど、隠岐初の幕内力士として、大きな夢と希望を与えていただきました。

このように、これまでの親方の経歴に照らし合わせれば、親方が本町に及ぼした功績は際立っているものと、私も含め全ての町民の皆様がお感じになっているものと考えております。また、行政報告でも申し上げましたとおり、先日、役場においていただいた際には、後進の育成に意欲をもってあたりたいとの力強い言葉をいただいたところであり、今後の親方としての活躍にも、大いに期待しているところであります。

議員仰せのとおり、これまでの親方の多大なご功績は衆目の一致するところであり、本町といたしまして、町民の皆様にご納得のいただける内容で表彰できるよう所管課に指示しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（西尾 幸太郎）

非常に前向きな答弁と受け取りました。

既に島根県が「功労者表彰」しておりますので、直ぐにでもと言いたいところではあります。親方に関してはまだ引退されたばかりで、親方としての新しい環境への挑戦であろうとか、各所への挨拶回りとかしなくてはならないと思いますし、9月30日には「引退興行」をされるという話も聞きました。

たまたま本町は来年、令和6年は合併してから20年の年になって「古典相撲」の開催も検討されているという風に聞きます。親方に関しては「古典相撲」にも参加されて、相撲も取られたという経緯もNHKの特集でされておりましたので、タイミングとしては非常によい時期になってくるのではと思いますので、その辺りも含めて、更に町長の考えをお聞きしたいなと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問でどういった形でということもございますが、担当に指示しておりますので、具体的なことではないですが考え方として、議員のおっしゃるとおり、先ほど私が申し上げましたように、これは町民の皆様からもそのようなご意見もいただいておりますし、だからこそ、ご納得いただける形でしたい。島根県が直ぐに「感謝状」を贈呈されたことは、十分理解しておりますが、我々はまずもって町民の皆様のたくさんの場所、そういったある程度のと言

いますか、親方にとってご満足いただける、また町民の皆様も満足いただける。言い方は悪いですが「舞台」の中で、きちんとした形で感謝のかたちを表したいと思っています。

そういった意味では、今年の「八角部屋合宿」もありますし、また来年の20周年、当然そのことも頭で考えながら進んでおりますので、またその切にはご協力いただきますように、よろしく願いいたします。

○9番（西尾幸太郎）

町民が一丸となって、君ヶ濱親方を称えるような場をつくるようしっかり検討していただきたいと思います。

次に、質問二点目「隠岐の島町の防衛」について質問したいと思います。

平成29年9月の私の一般質問で「本町の防衛能力について」質問いたしました。

その際の町長の答弁では「ひとつの町として防衛を考えることは難しく、関係機関と連携を進め、緊急時の安全確保に万全を期したい」との答弁をいただいております。

平成29年は北朝鮮からの不審船が漂着したことから質問いたしましたが、令和5年現在はロシアによるウクライナ侵攻、台湾中国の緊張状態、また直近では北朝鮮による我が国 EEZ 内へのミサイルの発射など、国際情勢は好転するどころか悪化し、その解決も未知数であります。

国境離島に位置する本町は有事が起こった際、真っ先に巻き込まれる危険性があり、本町の防衛について、国や県からの考えが示されるのを待つのではなく、本町として主体性をもって常日頃考えておかねばならないと考えます。

平成29年9月の「一般質問」以降、本町として関係機関とどのように連携を進め、また住民に対し防衛に対する考えをヒアリングする機会を設けてきたか、町長の現在の防衛に対する考えも含め質問します。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、西尾議員の「隠岐の島町の防衛」についてのご質問にお答えします。

「平成29年以降の検討状況」についてであります。当時、私は自衛隊の誘致に関し、国の動向や社会情勢を見極め、慎重に対応しなければならないこと、また、町民の皆様のご意見を伺いながら、議会や関係自治体とも十分に協議すべき事項と答弁いたしました。

議員仰せのとおり、昨今の国際情勢は著しく悪化しており、特に北朝鮮のミサイル発射事案は、本町への影響の可能性もあることから有事の際の備えは、必要と考えております。

現在、「隠岐の島町国民保護計画」の見直しを行っており、関係機関に意見を求めていると

ころでございます。その中には、季節や、観光客、昼間の人口動態などに配慮した、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するよう定められており、新年度におきましては、本町の各執行機関、消防、県、警察、海上保安署、自衛隊などと意見交換・連携を推進し、その作成に向け、取り組んでまいります。

議員仰せの、住民の方々に対する防衛に関する考えのヒアリングにつきましては、現在まで実施していないのが実情であります。島根県におきましては、知事の要望活動で、「隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること」、「県内におきまして、自衛隊の配備体制の充実を図ること」や、「日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること」などを防衛省に対し要望しているとの情報をいただいております。

今後も島根県と連携して対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇9番（西尾幸太郎）

平成29年の質問の時の答弁より具体性のある答弁をいただきましたので、あの頃よりは比較的考えておられるのかなという風にも思いますが、現状を見てみますと、あの頃と比べて本町の防衛体制が何か変化があったかという点、何も変化はなく、そのリスクはそのままな状態なのかなという風に感じております。

政府は町長もご存知のように「防衛費の増額方針」を示して、昨年10月のNHKの防衛費増額に関する世論調査では、防衛費の増額に関しては賛成が55%、反対が29%、防衛費の財源に関しては非常に議論が起こっているところであるので、そこら国の方で判断されるのかと思っております。防衛費を増額して、やはり有事に備えるということに関しては、全国的な世論調査でも過半数が賛成を思っていて、これを隠岐の島町でアンケートを取ったとしても、そんなに大差のない結果になるのか、もしくは、やはり国境離島に位置する住民としては更に問題意識が高く、防衛体制に関しては隠岐の島町に関しては強化していかなければならないというような声もあるのではないかなと思っております。

前回の質問の時には、「住民の声が醸成されたらそれに対して判断する」というようなお答えだったと思うのですが、やはりこの緊張状態が進んでいる中では、住民からの声を待つのではなく、住民の生命と財産を守る責任のある自治体の長としては、積極的に声を聞いていかななくてはならないのかなと感じますが、その辺り、もう一度認識をお聞かせいただけたらと思っております。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

隠岐の島町として、地域防衛に対して積極的に働きかけるべきだという点についてどうかということですが、29年の「自衛隊の誘致」の時と現在の状況は大きく違っていると認識はしております。自衛隊の誘致の件とは違って、同じような防衛ではありますが、ひとつ質が違っている部分だとは思っております。隠岐の島町の防衛については、地域住民の不安を少しでも軽減するように働きかけるべきだという風に個人的にも思っております。その中では町が率先してというよりも、今ある防衛協会とか関係団体と連絡をとりながら、また島根県とも連絡をとりながら、そういった形をつくっていったらと考えています。

また具体的な取り組みとして、先般も保安署と自衛隊と本庁危機管理室とで、隠岐防衛の一部となる部分の協議をしています。それは保安署の再整備というようなこと、これは防衛に係ることなので協議をしております。この保安署についての詳細は必要であれば危機管理室長から答弁させますが、今、お互いに本庁舎に集まって協議をするような段階に入っているということをご理解いただきたいと思います。

○9番（ 西尾 幸太郎 ）

チャンスとは言わないですが、国の方が防衛費を増額する方針を決めて、隠岐の島町を守るための環境整備を行なうためには、今の時期を逃すと今後、こちら側から求めたとしてもそれに対して国や県が動ける状況に将来的にあるか、どうかというところは疑問が残るところはありますので、こういう議論が醸成していく環境にあるうちに「どうあるべきか」という議論を進めて、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「新年度の観光振興」について、質問いたします。

施政方針の冒頭にも触れられておりましたが、国において5月の連休明けから新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」に引き下げる方針が決定されました。これにより、現在まで行われていた旅行支援策などは今後縮小されていくことが予想されます。

すでに海外旅行などへのハードルも下がりつつあり、これまで国内旅行に集中していたものも、その行先が海外などへ分散していくことになり、観光施策もそのような状況を予測しつつ戦略の強化をし、対応しなければならないと考えます。

施政方針の「18. 魅力ある観光地づくり」を聞いた限り、個人的にはここ数年の取り組みと変わり映えしない内容と感じましたが、新年度、特に「誘客促進」と「官民が連携し本町ら

しい質の高いサービスを継続して行う」という部分について、具体的にどのように強化し取り組んでいくのか、その考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、西尾議員の「新年度の観光振興」についてのご質問にお答えします。

まず、「誘客促進」についてであります。島内での体験メニューと組み合わせた「企画乗船券」が好評をいただいていることから、来年度におきましては、企画乗船券の電子化を実施し、各種オンライン予約の充実など観光DXを推進してまいります。また、インバウンドへの対応として企画乗船券の英語版WEBサイトも作成し公開したところでございます。

航空機の利用促進につきましても、FDAのチャーター企画はもとより、昨年も実施しましたJALのチャーター企画や日帰りツアーなど、新たなチャレンジも積極的に提案し、誘客の促進につなげてまいりたいと考えております。

次に、「本町らしい質の高いサービスの提供」についてであります。地域が一体となった観光産業の再生、高付加価値化に向けて実践してまいります。地域・産業の「稼ぐ力」の回復強化を図る事を目的として、宿泊施設の改修支援など事業内容の磨き上げを国、県の制度も活用して、官民が連携して実施してまいります。また、本町の管理施設におきましても、時代のニーズに合わなくなった海水浴場などの老朽施設につきまして、改修整備を実施して質的向上を図ってまいります。

いずれにしましても、本町内での体験素材の充実が重要でありますので、観光受地として、行政、関係事業者、DMO、観光協会がそれぞれの役割を明確にして連携を図りながら、効率よく進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（西尾 幸太郎）

答弁いただきました事業内容につきましては、特段反対するものではなく、しっかりと実行していただきたいという風に感じておりますが、一つ懸念があるのが、隠岐の島町の観光を「誰が、どういう風にして旗を振って引っ張っていくのか」という大きな目標が無い限り、なかなかこういった事業を行なっても、最終的にどこに繋がっていくのかがはっきり見えないと、実施する事業者もモチベーションが上がっていかないのではという心配があります。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、隠岐の島町の観光について映画でいったら「監督」にあたる、誰が旗を振って引っ張っていくのか。そのあたりの認識をお聞きしたいなと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

隠岐全体と捉えて圏域として捉えています。誰が旗振りをしていくのかということでございますが、折角、ジオパーク推進機構（DMO）が発足したところです。このDMOを中心として観光協会、宿泊施設、体験事業者、こういった人たちと連携して進めて行くべきだと。DMOをまず中心にすべきだと思っています。その一環として、令和4年度からは島前3町村の観光協会が重なる部分、例えば宿泊とか体験の問い合わせ対応とか、予約手配等については、まず試験的にDMOが一緒になってやっております。ある程度、そういった事を一元化することによって各観光協会にも余力といっちはいけませんが生まれる。そうしたら旅の前でなく旅の途中から来ていただいた方に力が入る。ということを経験していますので、令和5年度からは隠岐の島町観光協会もこの宿泊予約とか、観光案内の部分はDMOと一緒にしよう。要するに今度は隠岐全体が窓口は一本化するよう、今、隠岐の島町観光協会はDMOと5年度の事業等について協議している最中ですので、そういったことをやることから、隠岐圏域の観光の誘致、来られた方へ対するサービス等やっていけたらと思っておりますので、お答えとしましたらDMOを中心にやっていきたいと思えます。

○9番（西尾 幸太郎）

これまでは私の認識としては、旗振り役はどこなんだろうと疑問がありましたが、DMOを中心として隠岐の観光推進を進めていくという答弁いただきましたので理解しました。

ただ、これまでも指摘はしてきているのですが、DMO、議会側からしたらなかなかその動きが見えづらい、隠岐の島町の観光については「第2次観光振興計画」を基にやっているものだと感じておりますが、DMOと第2次観光振興計画の兼ね合いみたいなところに関しては、町長としてどうお考えかお聞きしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

DMOと町の第2次観光振興計画、総合振興計画も含めて、どういった関連をもってやっていくかということでございますが、ジオも含め、島観光協会も含め、少し町と離れた部分とございますか、一緒にやると言いながらも実際は連携が本当にとれていたのかというところがございました。

今回、ジオ推進機構となったことから我々町村が全て入って協議が出来るようになりまして、改めてジオ推進機構に言っておりますのは、もう少し以前とは違う情報の発信を町村にしてください。ジオ推進機構は別に秘密めいたつもりではないだろうけども、少し町村と隔離があって、実際に事がきちんと伝わっていたのかということも指摘して、2年目を迎えた今、町村に情報発信をするように指示しておりますので、自分もジオ推進機構の理事長で

すので、今後は議会にもできるだけのDMOの情報も発信していきたいと考えております。

○9番（西尾 幸太郎）

DMOとしても中長期の計画も、町長がおっしゃったように情報発信、示していただきたいなどと思いますし、他町村のことは言いませんが、隠岐の島町の「第2次観光振興計画」に関しては、ここ3年のコロナの影響で進捗状況等は、既にボロボロな状態で目標達成は難しい状況にあるのかなという風に思いますし、コロナの影響で旅行とか観光の在り方自体が既に変わってきているのかなという風に思いますので、10年の計画とはなっているのですが、やはり前倒しして一度中身の精査を行なって、変更すべきところは変更し、DMOの「中長期計画」と連携した計画に作り変えていく必要に迫られているのではないかという風にも感じられるのですが、その辺りの町長としての考えをきかせてもらってよろしいでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

DMOの計画と観光振興計画との整合性を図るべきだということですが、4月以降に島内旅行会社と各町村観光協会事務局長、各町村のDMO担当課長のメンバーで新たな組織をつくることとしております。その中でしっかりと検討し、それを町の「観光振興計画」に反映できるようにやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○9番（西尾 幸太郎）

しっかりとやっていくということなのですが、先ほどの石田議員の答弁の中にもモンベルの辰野会長のお話もあったり、やはり隠岐は全体的に見れば、観光に使えるコンテンツとか要素というのは非常にたくさんあるのかなと感じています。ただ、そこの連携であるとか再発掘、中長期で良い部分に関しては投資していかないといけないという風な、うまい連携が今までなかなか出来ていなかったのかなという風にも思います。

今、町長の答弁で示されたことをしっかりと進めていけば、今後ほかの場所に負けないような隠岐の観光地が醸成されていくのかなと思いますので、新年度に関してはしっかりと進めていっていただきたいなと思います。以上で質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、15時00分まで休憩とします。

（本会議休憩宣告 14時42分）

○議長（池田 信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 15時00分)

引き続き、一般質問を続行します。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

隠岐の島町内にある公園、広場、沿道緑地などの維持管理について調査を進めるうえで、ありとあやゆる問題があると感じましたのでフワツとした部分でお聞きしたいと思います。

隠岐の島町内にある公園は、町村合併以前より、様々な事業手法で整備された都市公園、農村公園、漁村広場などで、合併後もそのまま所管課が個別の公園毎に維持管理をされています。しかし時代と共に公園の利用が低迷する箇所もあり、十分な管理が出来てない公園も見受けられることや、さらに町の財政的にも人口減少による税収の減少が見込まれるため、これまで整備してきた公園全ての維持管理が困難になる想定であると「隠岐の島公園整備基本計画」で明記していました。

その一方で、子育て世代の定住促進のための「子どもの遊び場」や高齢者の健康維持のための「健康づくりの場」との考え方から、町民の方々のニーズに配慮しながら持続可能で適正な維持管理が図れるように計画を定めると記述しています。

この計画の期間は2019年度から10年間で、概ね5年、今年の2023年度を目途に社会情勢の変化などを勘案し、見直しを検討する。と記載されていたので、今回の当初予算に併せて報告があるのかを担当課に尋ねたところ、「現行では予定はない」との回答でした。

公園の維持管理をどのように行なっているのか調査したところ、「都市公園」に関して運動公園のみ指定管理団体が行なっており、他の公園は業務委託や地区での管理、また「農村公園」「漁村広場」「沿道緑地」等は各所管課や支所で公園毎に管理者を決めていて、農村公園などでも地区からの要望で設置した場合と道路整備と複合的に設置した場合とでは管理方法に違いがありました。

一点目の質問ですが、町村合併から既に18年が過ぎ、様々なケースの管理方法になっているので、条例の見直しを含め、維持管理の体制について検討するなどの時期ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、牧野議員の「町内にある公園、広場、沿道緑地などの維持管理」についてのご質問にお答えいたします。

「町村合併前からの維持管理の体制を検討するなどの時期ではないか」についてでありま

すが、議員ご承知のとおり、町内に設置している公園につきましては、様々な事業手法を用いて整備し、指定管理、業者委託及び地区委託等により維持管理を行っているところでございます。

しかしながら、少子高齢化の影響により、地区委託の公園につきましては、人手不足により維持管理ができないとの声も伺っております。本町といたしましても、公園は子どもの遊び場、運動や健康・体力づくりの場、町民の憩いの場、地区でのイベント等の開催の場であると認識しております。今後も地域の皆様と協議を行いながら適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

再質問したいと思います。地域の皆様と協議をおこないながら、適正な維持管理に努めてまいりたいという答弁だったと思います。

公園の整備の必要性というのは、子どもの遊び場はもちろんなんですが、やはり健康づくりの場でもあり景観を維持することで、隠岐の島に訪れた観光客の方々の印象の善し悪しにも大変関わることではないでしょうか。

毎年、第1回の3月議会では町長の「施政方針」の中で、生まれて良かった、子どもの声弾むまち、住んで良かった、町民誰もが活躍するまち、訪れて良かった、思い出を持ち帰れるまち等、「3つの良かったが響くまち」に向け、新年度の町政運営に臨む基本的な考えを述べられます。本町が合併前より次々に設置されてきた、この公園、沿道緑地等の維持管理に、より運営をし易く整備をすることも、この「3つの良かった」の政策に合致する大事な施策の一つではないかと私は思うのですが。現状、公園や沿道の維持管理には対策ではなく、町の具体的な政策として管理対策を整備していくお考えはありませんでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

町の管理体制ということですが、先ほどご答弁した1例として挙げたのが地区の皆様と協議しながらというのは、その前段で地区委託の公園につきましてはということで、地区委託の公園と都市公園とはまったく管理状況は違いますので、都市公園の指定管理すべきところは町のそういった部分をもって管理しますし、地区公園については先ほど申しましたように人手不足によって維持管理が出来ないという声がある中で「ならどうしましょう」、地区がそのまま継続できないなら、どこかに委託もありましょうし、その意味で「地区の皆様の協議」というのは、地区の委託をしている公園についてはそういった対応をしていきますということであって、都市公園、西郷公園とか運動公園とかについては、まったく管理状況は違いま

すということです。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

都市公園というのは町内に4つあります。まちづくりで自治体が設置をしたら「都市公園」になるわけで、後は地区にある公園は「自然公園」、そこは先ほども申しましたが、道を作る折りに複合的にできた公園もあれば、地区の方からの「公園を作ってください」と要望があってできた過程があって作られた公園もあります。そこは、要望があった地区においては自治会なり地区の中で清掃活動をしている。何か同じ「農村公園」であっても違いがあることに私は、何か違わへんのかなと思ったので、そのところをお聞きしたわけです。

今のお話でいきますと、ケースバイケースで対応しているという考え方でよろしいでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

どういったケースによって公園の管理が違うのかということです。今、おっしゃられた「地区から要望のあった公園」を地区が管理すべきというようなことは考えてはおりません。また、そういう協議はしてはおりません。農村関係の補助事業で作った公園であっても、地区の広場として地区に管理委託をお願いする場合もあれば、地区が出来ないのであれば他に委託することもございます。

大体にして「都市公園・漁村公園・農村公園」いろんなポケットパークもありますが、まずはその地域の方々に利用していただくという点から、地区の皆様でできるものであれば、「地区の方をお願いします」という協議を行なって、管理をしていただいているのがほとんどだということであって、大きな「西郷公園」「運動公園」、「寺の前公園」等は管理形態が違ってきておりますということです。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

地区の方々が自ら清掃活動をしている部分は、やはり自分達が使う公園をきれいにするのは当たり前だと思っております。ですが、それを管理する場所が支所であったり、沿道でしたら農林課であったり、いろんな場所場所の管理があるが、どこの「課」にこの公園整備等について聞いたらよいのか、今回調査をしながらも、いろんな方が関わりながら整備をされていると感じましたので、この30年、40年ほど経っているこの時期、それと人口も減少しているこの中で、ひとつの公園を維持していくというよりも景観を維持していくという考え方で、景観に対するひとつの考え方として捉えていく方向に一度舵を切ったらどうかと感じましたので。

これもいろんな所管課に尋ねたり、公民館や支所にも行きました。今、与えられていることをやっているけども、これがずっと続けて行くのかなというの・・・私も少し迷ったというか思いましたので、町長の方針として、政策としてのまとまったお考えがあるのかなと思って質問、まちの全体、景観にふれることですので一度、町長の考えをお聞きしようと思いました。

次に続けます。地区や自治会での管理においては、地区内の方々が清掃活動で維持をしていただいている公園でも、高齢化によって「町で管理して欲しい」などの意見も出ており、担当課に尋ねましたところ、業務委託を検討しているというお話を聞きました。

また、昨年、運動公園で就労支援福祉施設の方々による清掃活動の清掃時間に居合わせた事がありました。昨年建てられたフェンス設置があり、作業される方々も高齢化ということもあり清掃活動がより厳しいと付き添いの引率の方のご意見も聞きました。そして清掃をしてくださっている人の高齢化もそうであるように、公園内に長年咲き続けてきた桜の木が次々に病気になり年々本数が減っています。公園内の木の柵や数人が集えるウッドデッキのスペースも老朽化して崩れていて、木の割れ目がそのままになってとても危険です。

「公園整備基本計画」の中に、「町民の憩いの場所としてだけでなく、観光・交流の場として利用」と位置づけられていましたが、一昨年まちづくりのデザインコンペの頃、港が見渡せる西郷公園に桜の木を住民の方たちと植樹もされていましたが、その後、夏になると草が生い茂り、遊具も錆びて「立ち入り禁止」の規制線が張ってあるままで、今は子どもの声も聞かれません。中町の有志の方が気付いた時に草刈りをしてくださっていますが、これも永遠に続くことではありません。

ここで、二点目の質問をいたします。地区または自治会、あるいは近辺の有志の方々や、就労支援施設による公園等の清掃活動をされる方々の高齢化が進んでいて、維持管理も難しくなるのではと懸念するところではありますが、「隠岐の島公園整備基本計画」にもあるように、財政的に厳しい面もあろうかと思えます。町として今後の維持管理での方針などお考えと併せて、もう一点、公園内の規制線を張って「使用不可」となっている危険な遊具や柵、ウッドデッキスペース等がそのままに放置されていて早期解決をしていないのかも、併せてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「少子高齢化が進む中で、公園などの維持管理をどう行っていくのか」及び「公園内の危険箇所の早期解決ができない理由」についてのご質問にお答えいたし

ます。

まず一点目の「少子高齢化が進む中で、公園などの維持管理をどう行っていくのか」についてであります。先ほども申し上げましたとおり、公園は子どもの遊び場、運動や健康・体力づくりの場、町民の皆様の憩いの場、地区でのイベント等の開催の場となるよう、維持管理を行う必要があると認識しておりますので、施設の利用状況等を検証し、廃止も含め適正な維持管理に努めてまいります。

次に、二点目の「公園内の危険箇所の早期解決ができない理由」についてであります。都市公園内の遊具につきましては、国が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、適正な管理に努めているところで。

遊具の安全確保は、子どもたちの遊びの価値を尊重しながら、リスクを管理するとともにハザードの除去を行うことにあります。このため、リスク管理のために日常の点検や専門技術者による定期点検を実施するなど、適正な維持管理に努めております。

「指針」では、重大な事故につながる物的ハザードを発見した場合は、直ちに使用を中止し、補修、更新、撤去などを行うこととなっております。議員仰せの公園内の遊具などに規制線を設けているのは、今年度行った定期点検の結果により使用を禁止したものであります。

使用を禁止している遊具等につきましては、運動公園では、現在施工中の再編事業で来年度に更新することとしております。また、西郷公園は、西郷港周辺まちづくり事業の中で整備を進めてまいります。その他の公園につきましては、状況を把握し、順次撤去及び更新を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

少子高齢化が進む中でも、公園の維持管理をどう行なっていくかとお聞きした中で、先ほどと同じ答弁ですね。

先ほども申し上げました、現在、就労支援施設での公園清掃では高齢化が進んでいるとのことでしたが、就労支援については今後、町の大きな課題であると私は感じているのです。今回は公園の維持管理の質問ですので、それにおいてはもう言及はしませんが、やはり公園等の維持管理なども、そこで働く障がいを持った方々の就労の場でもあり、地域貢献にもなっていると思います。

町内には養護学校もあり、私はこの一年で養護学校に何度か訪れて生徒やサポートする先生方とも、いろんな取り組みについてお話したことがありました。そこで学んだ児童・生徒さんたちの就労の場の一つという考えから、その方々を支えるサポートをする側の体制につ

いても考慮していくべきではないかと。公園の清掃のこととは別かも知れませんが、若い方たちの力ということは、町にはとても大事なことだと思いますので、町長の所感をお聞きしたいと思います。

公園の整備をしている方も就労支援の方がおられて、その方たちも高齢化していると。私は養護学校におられる若い方たちも、そういった方たちも言えば普通、高校を出てよその大学に行ったり、よそに出て戻られる方もおられますが、養護の方々は町内で就職を希望されるかたがほとんどかなと思っておりまして、もちろん清掃だけではないですが、いろんな所で活躍されていると思いますが、やはり、こういった若い力もといった意味で維持管理も、これから人口が減少していく中で少子化高齢化の部分もありますので、こういった方々の力としてお願いするという部分で、サポートする側の力もいるので、そこにも考えていただいているのかなと思ってお聞きしたわけです。

○番外（町長 池田 高世偉）

公園維持管理の一つの中に、就労支援といいますか、取り入れて、またその就労支援の環境のために、その取り巻く人たちのサポートをすべきではというご質問でございますが、維持管理について先ほども地区の公園については、その地区と協議した上で、もしその地区が駄目なら委託も考えますと話しておりますが、全体的にもしてきて、そういうお考えがあれば、そういった点でも維持管理の中に組み入れてといいますか、やっていただければ良いのかなと思っておりますが、現段階でそういったお話をまだいただいておりますので、今後の研究材料にさせていただければと思います。

○2番（牧野 牧子）

現場というか施設の方から、そういう声があった時には何とか町の方でも支援をしていただけという前向きなご返答だったのかなと、私は思っております。

もう一つあります。財政的にこれから大変な時代が到来するといったこともありますが、出来るだけ町のお財布事情から少し私の提案にもなりますが、地域の広場等は先ほども地区で管理をというお話でした。それでも地区も高齢化は進んでおりまして、若い方たちに何とか・・・。防災の訓練の時にも申しましたが、なかなか集まりが悪いわけです。そういった時に、私の個人的な提言ではありますが、今回、マイナンバーカードですか、今年になってたくさん町の方でも受けられたと思うのですが、防災訓練や町のみんなで、もちろん自分たちが使う公園ですので有償にするのではなく、愛着を持って地区の公園を掃除するのは当たり前の事なのですが、それがなかなか叶わない現状が今ありますので、マイナポイント等を

付けて、物で釣るといのは良くないかもしれませんがポイントを付加するような取り組みもあってはどうかと私は。提言にはなるとは思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田 高世偉）

本当にそういった労力、人材が不足してきていう現状は切々と分かりますし、本当にそういったことで出来ないといったことになれば、先ほどいった委託もありますが、危機的な場合には、そういったアイデアを出すことも必要になってくるのかも知れませんが、現段階では委託できるものは委託する。同じく地区公園で若い人たちが集まらないというのも聞いておりますし、高齢化があるということも聞いております。まずは、地区の方のお考えを聞いて、自分の所の大事な公園は「地区で委託管理をしていただけませんか」ということから始めた上で、その先があるのかなと思っております。

○2番（牧野 牧子）

地区の公園は町長のお考え分かりました。「都市公園」においても先ほど高齢化で管理が大変だとおっしゃっていた後に、運動公園で野球をされる方々が応援したいんだということも今、出ております。ということは、総合運動公園の管理をされている担当の方にお聞きしましたので、やはり自分たちが使っている場所を清掃していくんだと、そこに自分たちが子どもたちの遠征代とかそういったところにも、使える部分もあるのではという声も聞かれました。

三点目の質問の早期解決の話であります。昨年9月の私の質問で通学路の横断歩道の消えなかった白線のこと言及しました。その後で町内で、横断歩道付近で交通死亡事故が発生しておりました。事故に遭われた方も事故を起こしてしまった方も本当に痛ましく、亡くなられた方には心からお悔やみを申し上げたいと思います。

町長は現場職員に向け、「出来な理由は言わないこと」、「現場に行って直ぐ状況を確認しなさい」と指示はしていると職員から聞いている。「西郷公園」は港が一望できる広い公園です。子どもの遊び場でもあり観光客の方々の観光スポットでもあるとお聞きしていますが、現在、遊具が錆びていて危険であるということで「立ち入り禁止」の黄色い規制線が巻かれておまして、子どもたちは狭い「港町公園」に集中してしまっていると、地元の公園近くの人から聞いております。こういった現状を聞いて、町長はどう感じますでしょうか。これからの危機回避についてお聞きしたいです。

○番外（町長 池田 高世偉）

「西郷公園」に危険な施設があり、それが原因で子どもたちも遊べない、一連の話の内容からいくと、だから港町の「児童公園」に集中しているというこういった現状をどう考えるかという点でございますが、「西郷公園」について今の西郷港周辺まちづくり事業の対応を考えておりますが、再度点検して本当に危険な分につきましては、もともと従来から撤去すべきものは「撤去すべき」と考えておりますので、点検のうえ検討を実施しますが、今の港町の「公園」に行かれる分については、まだまだこれから我々が「西郷公園」というものを以前のようにきちんと利用方法等を考える。ですから、先ほどいった「西郷港周辺まちづくり事業」の中の大城台地の整備計画を活用して、整備していくということに繋がるのですが、賑わいをもどすためのことが先であって、まだ時間が掛かりますが、今の「西郷公園」はご指摘のとおり、子どもたちにとって魅力ある公園かと言ったら、そうでないから「児童公園」に行くんだらうなと個人的には考えています。「西郷公園」につきましては、再度言いますが、西郷周辺港づくりの中できちんと整備していきたいと思っております。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは、質問をいたします。

まず一問目です。「町村合併前の旧村地域の振興策」についてです。

島根県は、合併前の旧市町村単位で低下した生活機能を維持させるために、令和5年度から市町村へ財政支援を順次開始して関与を強化するとしていますが、本町では今後どのような取り組み方をして行く考えなのかについて伺います。

島根県は、中山間過疎地域の人口減少が急速に進み生活機能が失われつつあることに対して県や市町村が関与を強め対策を強化する、としています。

令和5年度から県下の市町村への財政支援を順次進めて、合併前の市町村単位で医療、介護、買い物、燃油、金融、などの生活機能の維持・確保に向けた支援を展開して行くというのです。

つい先ごろ、買い物弱者の救済目的で稼動していた訪問販売車の廃業通知がありました。一人暮らしの高齢者たちは早速、最低限の生活必需品の入手さえ困難になります。都万・五

箇・中村・布施地域では商店は激減してしまっています。運転をできない人が五箇地域から路線バスを利用して1日ばかりで西郷のスーパーに食料や日用品等を買物に行っているケースもあります。最早、旧村地域では集落が崩壊寸前と化しているところもあるほどに旧村地域は疲弊衰退してきております。

例えば、旧村地域の中心部ごとに地域商店を集約した店舗の設置とか、路線バスを小型化して台数を増やし、大きな待ち時間が無いように各地から西郷のスーパーへの買物定期便を運行するとか、地域住民が最低限の生活必需品を入手する環境を維持整備する必要性はあると思います。

買物に限らず全分野で、県と連携しながら行政主導でこれまで以上に関与を強化して行かないことには旧村地域の更なる衰退と集落消滅が懸念されるであろうかと思えます。本町では今後どのような取り組みをして行く考えなのか、町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「町村合併前の旧村地域の振興策」についてのご質問にお答えします。

合併前の旧市町村単位で低下した生活機能を維持するための本町の取り組みについてであります。本町では、合併前の旧村単位におきまして、「診療所や介護事業所の設置」、また、それらを利用するための「町営バスやデマンドタクシーの運行」、そして「移動販売事業者への支援」など、それぞれの地区で「住み続けられる」施策を実施してまいりました。今後におきましても、これらの施策を継続するとともに、島根県と連携し、最低限の生活機能は維持できる取り組みを行ってまいります。

新年度におきましては、「通所介護サービス等確保対策事業補助金」を創設し、介護サービスの提供体制の確保を図ってまいります。また、喫緊の対応を求められている「買物弱者対策」につきましても、既に「庁内連絡会」を立ち上げ、関係機関との協議を実施するなど、対応策を検討しているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

再質問ではありませんが一言。

今後、島根県の財政支援と関与の強化の仕方が次第に具体化していくはずですので、これによく連携をして、旧村地域に住む人々の利便性を高めていくように留意しながら行政を進めていくことも必要であろうかと思うところであります。

次へ進みます。「町村合併前の旧村地域の振興策」についての2問目です。

旧西郷町中心地域への多大な社会資本の投下に比較して旧村地域へのそれは大きく劣って

います。均衡ある予算配分で旧村地域の衰退を抑止する振興策が必要ではないか、についてお伺いします。

社会基盤の整備に関する地域間の社会資本の投下状況を概観してみます。近年、島内人口が旧西郷町中心地域に偏向集中してきたことと同調してこの地域への公的社会資本の投下の偏向増加は著しいものがございます。隠岐病院の改築から始まって、役場本庁舎の改築、総合体育館と運動公園の整備、図書館、ジオパーク拠点施設の新設、愛の橋の改修、隠岐汽船前の玄関口まちづくり改築、大規模公共下水道と終末処理場の設置、西郷湾内の隠岐汽船前の玄関口まちづくり改築、大規模公共下水道と終末処理場の設置、西郷湾内の隠岐汽船岸壁と巻き網岸壁の改修、磯小学校の新設、ペレット工場の新設、町営住宅の改修と新設、寺の前中央公園の設置、中町中条線などの町道改修、ビューポートホテル建設費の多額な債権放棄と大改修、ホテル MIYABI の買い上げ直営化、など町村合併以後の大規模な公共事業と公共施設の維持管理への多大な出費は枚挙にいとまがございません。一極集中的な社会基盤の整備の様相であります。が、「過疎法」や「離島振興法」や国、県からの各種補助金のお陰で各事業が実現できていることは通過利用する全島民が喜ぶべきことではあります。

反面、町村合併以来の旧村地域の公共投資の実態はどうであったのかとなりますと、均衡ある公共投資がなされてきたとはとても言えません。

中村地域では、ものづくり学校の設置、小学校の改築、遅れていた下水道整備がやっと現在施工中、令和5年度から役場支所と診療所の併設施設が改築されるが、他に国道改修と港湾整備以外の大きな公共投資はありません。

布施地域では、かつて観光客が溢れて民宿が栄え、分収造林などの林業で栄えた豊かな地域の姿は見る影もありません。島で最も進んでいる林道網の整備、バイオマス実験施設、と国道・県道以外の大きな投資はございません。今ではガソリンスタンドもなく、中村地域に組み込まれた印象すら余儀なくされている状況でもあります。

五箇地域では、遅れていた公共下水道が施工中、漁協前の水揚げ岸壁の改修、五箇小学校の部分改修、他にはローソク島遊覧船待合所と竹島歴史館の小規模な施設の新設しかありません。令和6年度からは役場五箇支所の改築が約束されているが、一刻も早い改築施工が待たれる状況にあります。

町の直営であります隠岐温泉 GOKA は赤字補填の財政支出が毎年1,000万円以上になっているから廃止するべきだという批判に晒^{さら}されているわけですが、町の全域的な各種施設の維持管理費の補助金状況と地域間格差を考慮すれば過大な財政負担と言えるほどのことではあ

りません。かつて、都万と五箇をカバーする農業公社が1,500万円の赤字補填をしているからと現場作業を分離し改組されたが、農地集積円滑化の事務部門として残された現在の農業公社には毎年2,900万円以上の財政支出がなされて負担増になっていることは公共事業と施設の維持に関する参考のひとつにはなりません。五箇地域住民の大多数がシンボリックな思いを寄せて、安い労賃で懸命に働くパート職員たちの雇用場所となり、福祉施設に給湯をして通所者の入浴による健康保持に欠かせない現状、「無くさないで欲しい」と願う島内各地からの利用者たちがいる現状では廃止するべきではないと思います。

後ろ向きな考えではなく、「温泉審議会」の効能認定を受けた島で唯一の温泉であるとか、温泉は最高の観光アイテム、観光客に足を運ばせる誘客の可能性があること、島民福祉の有用性、当初の深度まで揚水ポンプを下げれば42度の温泉水が出るなどを捉え直して、小規模宿泊施設も備えた全面改築も視野に入れて活用に取り組み、いずれ町が誘客宣伝を増進させて五箇地域のみならず本町全域の振興に繋げて活用して行くべきだと思います。

五箇地区においては、他に町道沿線の除草と雑木伐採、海岸漂着ごみ撤去作業の地元住民への長年の負荷、町道20号線の大規模崩落箇所の災害復旧工事の遅れ、集落道改修や漁港港湾改修の遅れ、林道網整備の不足、水田水利の水管橋の損壊、水田用水取水堰の老朽化漏水、河川の堆積土砂の撤去、など財政支出の必要な案件は多いのです。

都万地域においては、高田会館跡地の町営住宅の新設、油井・蔵田の漁港整備、津戸入口の飲食店舗の再開、蛸木集落道の改修計画、牧野開発、塩の浜海水浴場と関連施設の整備、運動公園と遊歩道の整備、ホテルアイランドの解散損失の補填、などがなされているが他に県道整備以外の多額な投資はございません。

平成の町村合併から20年余を経て、島根県が旧町村単位で人口減少と生活機能の低下状況を把握して必要な財政支援をしながら関与を強化して行くとしているので、災害復旧工事を除いた社会資本の投下状況を旧町村単位で集計してみれば参考材料のひとつにはなり得ます。

各種が要望事項を「総合振興計画」に載せた事業を順次実施してきた経過ではありますが、各地域には区長会で各集落からの住民要望を集約して町への「要望」として上げてくるというボトムアップ組織がありますので、ここからの要望事項は漏れなく尊重して「総合振興計画」に載せるべきではないでしょうか。時間が掛かかりそうなものがあったとしても、できる案件から実施していけばよいのです。

行政サイドから、「あなたの地域はここを整備してはどうですか」というような提案はほ

とんどないように感じますが、その反面で各旧村地域から寄せられる「要望」はこれまで以上に尊重してはどうでしょうか。

然るに、旧西郷町中心地域への多大な社会資本の投下に比較して旧村地域へのそれは大きく劣っているように概観できます。人口比例的のみではなく、島はひとつとする全域的な視野を持って、地域間の均衡ある予算配分で旧村地域の衰退を抑止する振興策がこれからは必要ではないでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の「均衡ある予算配分で、旧村地域の衰退を抑止する振興策の必要性」についてのご質問にお答えします。

予算配分につきましては、事業の優先度や、施設の適地を検討した結果であり、地域の人口の偏りによるものではないと考えるところであります。また、施設を利用する町民の皆様には、これまでの予算配分についてご理解いただいているものと思っております。

このような状況ではございますが、議員同様に旧村地域の衰退を抑止する振興策は大いに必要であると感じているところであります。予算配分の観点で申し上げますと、生活に直結するインフラ整備等につきましては、どの地区でも安心安全な生活が送れるよう各地区の均衡を考慮しつつ実施をしているところであります。しかしながら、インフラ整備だけでは、旧村地域の振興は実現できません。各地域に寄り添う仕組みとして、「地域担当職員制度」を運用し、地域からのご要望等を庁内で共有する取り組みを継続してまいります。

また、地域振興は「コミュニティの維持」と「人づくり」が重要であると考えております。新年度におきましても、「地域活性化事業費」を確保し、地域の独自性を発揮した活力ある地域づくりに取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

再質問ではありません。一言だけ申し上げさせてください。

旧村地域の住民たちは、冬の北西北東のからの厳しい風雪を耐え忍んで地域を維持しながら旧西郷町中心地域へ通っています。今後は旧村地域住民からの地域要望も行政がより一層しっかりと受け止めて均等ある予算配分のもとに迅速な対応をすべきだと思っております。今後の施策に期待をしたいところではございます。

以上で、終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

最後に4番：齋藤 則子 議員

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

それでは、通告にしたがいまして一般質問にうつります。

「少子化対策」について2つの質問をいたします。関連しておりますので、分けるのがなかなか難しいところはあるのですが。

全国的に深刻且つ緊急課題になっているのが少子化問題です。

国は「異次元の少子化対策」「少子化は危機的状況」としながら、財源議論は先送り、防衛費の増額優先という政策は空しく響きます。2月22日の予算委員会で、首相は「異次元の少子化対策」をめぐりGDP比2%倍増とした自身の国会答弁を「中身を整理している段階」と修正しました。

本町ではこの緊急課題に対して、国の決定を待つのではなく、先駆けて政策を実行すべきではないかと考えます。

少子化対策については、一番に高宮議員が質問なされましたので、非常に被っておりますが少し切り口が違いますので、少子化問題は本町でも緊急課題です。勿論、本町もこれまでも何かと人口減少対策に取り組んできています、そして2021年の本町の合計特殊出生率は2.08で、2018年(H30)より減少しているとは言え、まだかろうじて人口を維持するのに必要な水準であります、人口置換水準にあります。

だからと言ってこの水準に甘んじているわけにはいきません、実際に人口減少は毎月の広報「隠岐の島」を見ても明らかです。また「第2次総合振興計画」の人口推計でもH30(2018)年の合計特殊出生率の実績値2.28を維持すると目標に掲げています。そしてR41年度末の人口推計が10,099人となっています、しかし他の要因も絡み、その推計通りにいくかどうか誰にも分かりません。因みに国の機関によるR41年度の隠岐の島町の人口推計は6,528人です。本町の目標は10,000人を切らない事です。

教育委員会の教育要覧「令和4年度教育の方針と事業」に“児童・生徒数の推移”が掲載されており、そこに興味深い変化があるのに気が付きました。

H28(2016)年からR4(2022)年の推移を見ると、西郷小学校、中条小学校、磯小学校は生徒数増、五箇小学校変わらず維持、有木小学校、北小学校、都万小学校は減となっています。特に北小学校は平成28年44人から令和4年は19人、有木小学校は73人から35人と5割以上減となっています。都万小学校も減っているが70人から56人とまだ8割の生徒数を

維持しています。中学校は西郷中学校が微増、西郷南中学校は 124 人から 95 人と約 5%減、五箇中学校は 38 人から 35 人と 8%減ですが、都万中学校の 39 人から 31 人の 21%減と比較すると減少幅が僅少であります。郡部のこの二つの中学校を比較すると、減少幅に大きな違いがあります。中学校になると部活数の限られた郡部から町の中学校へ行く生徒もいるわけですから、町の中学校の生徒数が増えるのには、そういう要因もあるからでしょう。

興味深いのは、五箇中学校は都万中学校に比べその減少幅が際だって少ないことです。五箇小学校も 6 年間の間に増減はあるが 6 年前の水準を維持しています。その理由はどこにあるのか考えた時、地域の人々の繋がりに思いが至ります。

例えば五箇は、水若酢神社の祭礼には大人も子どもも総出で祭礼準備からすべてを執り行っています。地域の文化財、伝統的な祭礼がその地域の活力になっていると言えましょう。五箇地区はその他にも、水仙、石楠花、牡丹、桜など長年「花の里づくり」に取り組んできていて、今それが五箇の特徴の一つになっています。また「伝統相撲」や子どもたちの「寒げいこ」にも食事作りがあり、大人も総出でこの行事を支えています。近隣の手伝い・助け合いの精神が今も強く息づいていることも、人口減少を食い止めている要因であると容易に推測できます。これが五箇村に幾分活力があることを立証していると考えています。

一方、都万小学校や中村小学校は町村合併後児童数が減少しています。

これらの学校別の児童・生徒数の推移の増減に各地域の特徴が見て取れるのではないのでしょうか。それを細かく調査・分析してみることで、隠岐の島町の少子化の政策が見えてくるのではないのでしょうか。他の地域を真似するのではなく、隠岐の島町の各地域の特徴を詳しく調査してみることは非常に必要ではないかと思えます。

五箇小・中学校の生徒数の減少が低いのはなぜか、そして他の地区はなぜ生徒数の減少が顕著なのか、何が何でもこの緊急事態から脱するために、早急に原因を調査し、隠岐の島町各地域にあった少子化対策をすべきと思うが、町長は如何お考えでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「少子化対策」についてのご質問にお答えします。

「地域の資源を徹底調査して、少子化対策に資する事はどうか」についてであります、高宮議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、少子化の背景には、就業状況の変化に伴う結婚・出産・子育てに対する経済的負担感や、子育てと仕事の両立の難しさなど、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられますことから、子育て世代の就労環境の整備などの働き方改革や雇用と所得の安定、そして男女共同参画に全庁を挙げ横断的に取り組ん

でまいります。

また、少子化対策につなげていくため、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。議員仰せの小・中学校の児童・生徒数の増減につきましては、確かに地域差があるように感じますが、その原因を読み解くことは困難であると考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

町長の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思います。

私は少子化のことを質問しているわけなんですけど、今日も高宮議員のお話にもありましたように「子育て対策」と「少子化」というのは、まったく別ではありませんけども、連続はしておりますけども、まず結婚して子どもを産まないことには、もちろん結婚しなくても未婚でもいいわけですが、最近は少しずつそういうことも多くなっておりませんが、いわゆる少子化対策で何が大事かということだと思っております。子育てではなく、その前の段階が大事だということがございます。

なぜ、そのために地域の特徴を調査して原因をつきとめ、読み解いていくのが大事かといいますと、要するにそこにあるわけですね。町長のご答弁は「読み解くことは困難である」ということでしたが、「そんなに困難かしら」という風に私は思います。というのは、各地域に住んでいる職員がいるわけですから「地域担当職員制度」を活用し、調査し原因を明らかにするのはそんなに難しいことではないのかと思います。今のご答弁に対しての再質問はこれだけにしておきます。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

その要因についてきちんと調査をすべきだ、それが「少子化対策」につながるというご意見、理解はできています。

午前中にも高宮議員がおっしゃっていましたが、「子育て対策」と「少子化対策」がそのままマッチングしてイコールだと私も思っておりません。おっしゃるように生まれなければ子育てにならないというのは十分理解しておりますが、現代社会、大変デリケートな部分で職員をつかって調査することは可能ですが、それが個人的なことに関わることにも繋がることは、なかなか入りづらいという点があるかと思っております。

一点、個人的な考え方でいくと、なぜ「少子化」という部分ではないですが、旧村からの人が少なくなってきたのかという部分にも関わるのですが、さっきの学校の問題は、どうしても旧西郷地区に一極集中の傾向があることは確かだと思っております。その一つの要

因は民間の方々が頑張っていて、民間の力で住宅を建設したりしておりますので、実際的にはひとつの町の中で人を取り合っているという状況も一つの要因だと思っております。ただ民間の力でそういったことをやることを、行政が歯止めをかけることはできませんので、一つの要因として個人的にはそういったこともあることも、郡部といたしますか、旧村が少なくなっている要因の一つであると考えています。

お答えになっておりませんが、答えとしては少子化対策も結婚に繋げていくことの調査、学校の子どもたちが減っている調査について、個人的な部分の調査が入るとすれば難しいと考えているということです。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

どうも私の言葉が足りないようで、誤解されているように思うのですが、それぞれの地区の特徴を調べるのに個人的なところまで踏み込む必要はないと思っております。大体どういう傾向にあるのかというのが、例えば中村とか布施とか、久見でも代でも直ぐに結果が出てくるのではないかとこの風に考えております。

それでは、次の質問に移ります。

私が読んだある本に、「日本の少子化対策失敗の原因は、日本とは意識、社会状況が大きく異なる欧州の成功例を手本にしたから、それから日本社会を特徴づける様々な制度・意識と経済状況の変化が少子化をもたらしている」と分析し、本当の要因は、“未婚化”と未婚化を引き起こす“若者の経済力の格差拡大”と結論付けています。

ご存知のようにバブル崩壊後の30年間で、日本は非正規雇用者が増大し、賃金が上昇せず若者は結婚したくとも結婚できるような状況になく、また中年世代の不安定な中での子育てを見、貧困化する高齢者を見ては将来の不安がつきまとっているのです。そして親と同居する「パラサイト・シングル現象」が起こってきました。これは未婚化の一因となっているのは想像に難くないと思います。これは非常に日本的な現象だと考えています、欧米ではこういうことはあり得ません。

経済力格差拡大の観点から「非正規雇用者の増大」に注目してみると、厚労省の統計で令和3年、2021年は36.7%、平成元年、1989年の19.1%の約2倍です。男女の比率は平成元年、1989年男8.7%、女36%で女性の非正規雇用率は男性のその4倍という高さでした。この統計結果を見るだけでも、非正規雇用者をなくすことが、少子化解決策の第一歩だと思います。本町の統計は私では探し切れずここに提示できませんが、今朝、高宮議員が詳細に披瀝しておりました。役場職員の状況、町外郭団体の状態、指定管理事業者、そして

民間会社の募集状況等を勘案すると、厚労省の全国平均と大差ないか、もっと悪いかもしれないと予測がつかます。

本町は昨年既にこの問題に積極的に取り組み、図書館の職員2人が正規雇用されたのは大いに称賛されるべきことであると思います。図書館のみならず、文化会館、体育館等の町の施設機関は町が管理すべきで、しかも町直営の公民館、保育所等は会計年度任用職員という名称の非正規職員が多く給料がかなり低いと聞いています。また同様に、民間委託のプールも非正規職員が多く、給料も低いわけです。これらの非正規職員の正社員転換、待遇改善も段階的、継続的に進めることが切に求められます。また町は、民間企業、社会福祉施設等にも正規雇用への転換を地道に働きかけて行くべきと思います。無理と思えることでもあきらめずに実現可能な方策を話し合いながら、少子化対策を念頭に置き、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

この事は国が策定している「正社員転換・待遇改善実現プラン」にも合致することです。そのプランの理由として、“雇用の質が高まり、生産性の向上が期待できるため、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に押し進めていくことが重要”としています。ここにありますように、「非正規労働者の希望や意欲、能力に応じた正社員転換、待遇改善」とありますので、全員が直ぐに非正規から正規職員に変わるということでもないわけです。パートタイムで働きたいと言え、パートタイムですがその待遇改善はしていくということです。

更に少子化対策として、UI ターン者の移住・定住に向けても魅力的な優遇政策を充実させれば、岸田首相がいうところの「異次元の少子化対策」になるのではないのでしょうか。それは例えば、町の支援に所得制限を設けない、高校生以下の医療費無料化、給食費無料化や保育費の大幅支援、例えば第2子以降は無料とか、妊娠・出産期から就学期まで切れ目のない支援を行う。「出産祝い金」はドーンと異次元の100万円とか、先進的な異次元の政策に取り組むべきと思うが、池田町長、これらの課題に取り組むご用意はありますでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「少子化を食い止める対策」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、雇用・所得の安定も少子化対策の一つであると私も認識しております。しかしながら、全ての公共施設の直営化、民間企業への正規雇用化への働きかけなどにつきましては、本町として取り組むことは非常に困難でありますので、福祉施設を運営する社会福祉法人への職員の処遇改善に対する「補助金」などの支援を行っているところであります。

また、子育て支援として、現在、中学3年生までの医療費の無料化、保育料の第1子3歳以上児及び第2子以降児の無料化などを実施しているところであります。中学3年生までの医療費の無料化は令和5年10月で3年を迎えることから、高校3年生までの拡大につきまして、来年度中に検討する予定としております。

これらの取り組みにあわせ、「子育て世代の就労環境の整備」などの働き方改革にも全庁で横断的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

今のご答弁で医療費の無料化を高校3年生までの拡大、来年度中に検討する予定としているということは評価いたしました。

私が、今日ここで申し上げていることとは、少子化を食い止める環境についてでありまして、今朝高宮議員が言われたように、若者が将来に希望が持てるよう、いつ雇止めになるかわからない非正規職員の不安定な待遇を解消できるよう、正社員化に向けて対策に講じるべきと思います。本来はこの問題に関しては、労働組合がもっと真剣に取り組むべき課題かと思えますけども、本町にも非常に非正規社員が多いわけで、町としても経済格差の解消に向けていろいろ考えてもらいたいというのが、私の本音であります。

それによって、若い人たちが希望が持てて、そして「結婚もできるな」と思えるような状況に、時間が掛かってももって行ってもらいたい。これが、今直ぐにどうこうできる問題ではないということも、私は十分承知はしております。

例えば「女性参政権」が獲得できたのも、非常に永い時間がかかってやっと獲得できたわけですので、これを性急にというのは無理なことは重々承知はしておりますが、とにかく若い人たちの経済格差の解消に向けて努力すべきでないかと考えます。

これについては、私の要望としてこれで終わりたいと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日3月13日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 6 時 2 7 分 ）

以 下 余 白